

半期報告書

事業年度 自 平成19年4月 1日
(第64期中) 至 平成19年9月30日

日本ユニシス株式会社

目次

頁

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1. 主要な経営指標等の推移	2
2. 事業の内容	4
3. 関係会社の状況	4
4. 従業員の状況	6

第2 事業の状況

1. 業績等の概要	7
2. 生産、受注及び販売の状況	9
3. 対処すべき課題	10
4. 経営上の重要な契約等	12
5. 研究開発活動	13

第3 設備の状況

1. 主要な設備の状況	14
2. 設備の新設、除却等の計画	14

第4 提出会社の状況

1. 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	15
(2) 新株予約権等の状況	16
(3) ライツプランの内容	26
(4) 発行済株式総数、資本金等の状況	26
(5) 大株主の状況	26
(6) 議決権の状況	28
2. 株価の推移	28
3. 役員の状況	28

第5 経理の状況

1. 中間連結財務諸表等	30
(1) 中間連結財務諸表	
(2) その他	
2. 中間財務諸表等	56
(1) 中間財務諸表	
(2) その他	

第6 提出会社の参考情報	79
--------------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	80
-------------------	----

添付 [中間監査報告書]

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月26日

【中間会計期間】 第64期中(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

【会社名】 日本ユニシス株式会社

【英訳名】 Nihon Unisys, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 榑 井 勝 人

【本店の所在の場所】 東京都江東区豊洲一丁目1番1号

【電話番号】 03(5546)4111(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 原 和 弘
法務部長 野 村 博

【最寄りの連絡場所】 東京都江東区豊洲一丁目1番1号

【電話番号】 03(5546)4111(大代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 原 和 弘
法務部長 野 村 博

【縦覧に供する場所】 関西支社
(大阪市北区中之島二丁目3番33号)

中部支社
(名古屋市中区栄一丁目3番3号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

会計期間		自 平成17年 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 至 平成19年 3月31日
売上高	百万円	134,528	136,526	152,359	317,486	307,455
経常利益	百万円	475	1,116	3,102	4,870	6,646
中間(当期)純利益又は 中間純損失(△)	百万円	64	574	△4,362	1,889	3,433
純資産額	百万円	96,674	83,772	81,197	80,850	87,018
総資産額	百万円	234,063	234,438	254,388	243,931	237,861
1株当たり純資産額	円	914.89	866.44	836.32	857.54	897.36
1株当たり中間(当 期)純利益金額又は1 株当たり中間純損失 金額(△)	円	0.61	6.04	△45.46	17.77	35.97
潜在株式調整後1株 当たり中間(当期)純 利益金額	円	0.61	6.00	—	17.71	35.75
自己資本比率	%	41.3	35.4	31.6	33.1	36.2
営業活動によるキャ ッシュ・フロー	百万円	3,248	△5,735	3,917	18,977	8,813
投資活動によるキャ ッシュ・フロー	百万円	△7,808	△19,511	△17,889	△19,303	△32,270
財務活動によるキャ ッシュ・フロー	百万円	3,610	21,320	14,546	5,169	15,856
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残 高	百万円	25,034	26,901	23,857	30,827	23,225
従業員数	人	8,613	8,492	9,632	8,508	8,527

(注) 1. 売上高には、消費税等を含んでおりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、平成19年9月30日終了中間連結会計期間は潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載しておりません。

3. 平成18年9月30日終了中間連結会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第62期中	第63期中	第64期中	第62期	第63期
会計期間		自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高	百万円	103,186	103,065	100,081	250,230	241,133
経常利益又は経常損失(△)	百万円	△1,049	2,806	3,715	△1,195	5,040
中間(当期)純利益又は中間(当期)純損失(△)	百万円	△356	2,930	△404	△674	3,603
資本金	百万円	5,483	5,483	5,483	5,483	5,483
発行済株式総数	千株	109,663	109,663	109,663	109,663	109,663
純資産額	百万円	87,617	74,239	73,102	69,655	74,843
総資産額	百万円	210,370	210,456	214,786	219,807	220,174
1株当たり純資産額	円	829.18	774.70	759.93	738.87	779.16
1株当たり中間(当期)純利益金額又は1株当たり中間(当期)純損失金額(△)	円	△3.37	30.83	△4.21	△6.61	37.75
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	円	—	30.61	—	—	37.52
1株当たり配当額	円	3.75	3.75	6.00	7.50	7.50
自己資本比率	%	41.6	35.3	34.0	31.7	34.0
従業員数	人	1,873	2,051	4,436	1,902	2,002

(注) 1. 売上高には、消費税等を含んでおりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、第62期中間会計期間、第64期中間会計期間および第62期については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間(当期)純損失であるため記載しておりません。

3. 第63期中間会計期間より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用しております。

2【事業の内容】

当社および連結子会社を含む当社グループは、コンピュータ、ソフトウェア、その他関連商品ならびにこれらに関する各種サービスを提供する単一セグメントの事業を行っております。

なお、当中間連結会計期間において、(株)ネットマークスの株式を取得し、当該会社およびその連結子会社ならびに持分法適用関連会社が、当社の連結子会社および持分法適用関連会社となりました。

これは、(株)ネットマークスが幅広い業種に属する多くの顧客に対する営業力と高いネットワークソリューション提供力を有することから、当社の重点施策である「ICT(Information and Communication Technology)事業体制の強化」の一環として、公開買付けを実施したことによるものであります。

また、システムサービス体制の強化に向けたグループ企業の再編により、当社は平成19年9月1日付で日本ユニシス・ソリューション(株)を吸収合併いたしました。

3【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の連結子会社および持分法適用関連会社となりました。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) (株)ネットマークス (注1)(注2)(注3)	東京都港区	2,970 (百万円)	ネットワークの設計・構築・運用サービス、ソフトウェア・ハードウェアの販売	67.1 (0.3)	サポートサービス委託 役員の兼任5人 役員の出向1人 資金援助あり
(株)ネットマークスサポートアンドサービス (注3)	東京都江東区	150 (百万円)	コンピュータ・ネットワーク機器の保守・運用管理	100.0 (100.0)	—
エス・アンド・アイ(株) (注3)	東京都中央区	490 (百万円)	ネットワークシステムの設計・構築、関連製品の販売	81.8 (81.8)	—
USOLホールディングス(株) (注5)	東京都江東区	300 (百万円)	USOLグループのガバナンス機能等	100.0	役員の兼任4人 役員の出向1人 役員の転籍4人
ユーエックスビジネス(株) (注6)	東京都港区	80 (百万円)	オンデマンド・アプリケーションアウトソーシングサービス	66.6	役員の兼任2人 役員の出向1人
(持分法適用関連会社) 日本テレコムネットワークシステムズ(株) (注4)	東京都港区	300 (百万円)	ネットワークシステムの設計・構築サービス、関連製品の販売	34.0 (34.0)	—

(注) 1. 特定子会社であります。

2. 有価証券報告書提出会社であります。

3. 当中間連結会計期間において、㈱ネットマークスの株式を取得し新たに連結子会社を含めております。また、これにより同社連結子会社の㈱ネットマークスサポートアンドサービス、および、エス・アンド・アイ㈱を連結子会社を含めております。なお、同社株式のみなし取得日を平成19年4月1日として、中間連結財務諸表を作成しております。
4. ㈱ネットマークスを当中間連結会計期間より新たに連結子会社を含めたことにより、同社持分法適用関連会社の日本テレコムネットワークシステムズ㈱を、当中間連結会計期間より新たに持分法適用関連会社を含めております。なお、同社株式のみなし取得日を平成19年4月1日として、同日以降の損益について、持分法を適用しております。
5. USOLホールディングス㈱を平成19年4月2日に設立し、当中間連結会計期間より新たに連結子会社を含めております。
6. 重要性が増したため当中間連結会計期間より連結子会社を含めております。
7. 議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合であります。

また、当中間連結会計期間において、当社は以下の会社を吸収合併いたしました。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 日本ユニシス・ソリューション㈱ (注)	東京都江東区	640 (百万円)	ソフトウェアの開発	100.0	ソフトウェアの開発委託 役員の兼任4人 役員の出向1人 役員の転籍4人 資金援助あり

(注) 特定子会社であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

(平成19年9月30日現在)

職群	従業員数(人)
セールス	1,534
システム・エンジニア	5,033
カスタマー・エンジニア他	1,395
スタッフ	1,670
合計	9,632

- (注) 1. 当社グループは、コンピュータ、ソフトウェア、その他関連商品ならびにこれらに関する各種サービスを提供する単一事業を営んでいるため、職群別従業員の状況を記載しております。
2. 従業員数は就業人員数であります。
3. 従業員数につきましては、前期末より1,105人増加しております。主な増加理由は、株式公開買付けにより㈱ネットマークスおよび同社の連結子会社2社が、新たに連結の範囲に加わったことによるものであります。

(2) 提出会社の状況

(平成19年9月30日現在)

従業員数(人)	4,436
---------	-------

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
また、取締役10人、監査役4人、執行役員20人(取締役兼務者を除く)、顧問20人(特別顧問を含む)、休職46人および他社への出向者694人は含まれておりません。
2. 従業員数につきましては、前期末より2,434人増加しております。主な増加理由は、日本ユニシス・ソリューション㈱の地域開発会社への移行によるシステムサービス事業(ただし、各地域における開発工程のシステムサービス業務を除く)の譲受に伴い、同社からの出向解除によるものであります。

(3) 労働組合の状況

提出会社には、日本ユニシス労働組合が組織されており、正常かつ円満な労使関係を維持し、労使協調のもとに諸問題の解決にあっております。

なお、加盟上部団体はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間のわが国経済は、堅調な企業収益を背景とした設備投資の増加や雇用情勢の改善等を受け、緩やかな拡大基調を維持しておりますが、米国の金融市場への不安や原油価格の高騰などにより、先行きに対する不透明感も引き続き見受けられます。

情報サービス市場においては、需要の増加傾向が続いておりますが、その一方で、企業のコスト削減、投資対効果(ROI)を重視した投資判断への慎重な姿勢も依然として続いております。

このような環境の中で当社グループは、高収益企業への脱皮を目指し、「サービス体制の強化」による採算性向上、および成長に向けた「ICT(Information and Communication Technology)事業体制の強化」に重点的に取り組んでおります。

重点施策として掲げた「サービス体制の強化」においては、グループ企業の再編およびプロジェクト型組織編成の導入によりプロジェクト・マネージャーを中心としたシニアSEの増員を実現したほか、プロジェクト支援・審査体制の強化により、リスクの早期発見・対応、状況の継続的な把握・早期対応が実現してきております。

また「ICT事業体制の強化」においては、新たに当社グループに加わった㈱ネットマークスとの連携を進めるとともに、KDDI㈱と当社グループのユニアデックス㈱との包括的な業務提携による統合的なICTソリューション・サービスを順調に展開しております。今後は、先般発表した㈱ネットマークスとユニアデックス㈱の共同事業である、企業のワークスタイル変革を目指す新コンセプト「PowerWorkPlace™(パワーワークプレイス)」など具体的な強化策を更に実行し、ICT分野でのトータルソリューション・サービスの展開により成長を加速してまいります。

さらに、㈱山梨中央銀行の決定により地銀7行に採用決定いただいている次世代オープン勘定系システム『BankVision®』の更なる拡販を始めとして、当社の強みである「ミッションクリティカルなシステム構築力」と業務ノウハウを活かしたソリューション戦略を積極的に推進しております。

これらに加えて、オープン・ソース・ソフトウェア分野において、当社がこれまでに蓄積してきた大規模ミッションクリティカルなシステム開発における知見やノウハウを標準体系として集大成し、Java™EE 仕様に準拠した統合フレームワーク製品である「MIDMOST®for Java™EE」を基盤として、今後ますます拡大するオープンソースによる大規模システム開発需要に対して、より付加価値の高い、最適なシステムインテグレーション・サービスを提供してまいります。

当中間連結会計期間の連結業績につきましては、システムサービスの伸びに加え、㈱ネットマークスが新たに連結の範囲に加わったこと等によりサービス売上が大幅な増収となった結果、売上高合計は1,523億59百万円(前年同期比11.6%増)となりました。利益面につきましては、一部システム開発案件におけるコスト増加、大型アウトソーシング開始による償却費負担の増加等があったものの、ユニシス・コーポレーションに対する商標使用料の負担がなくなったことにより、売上総利益は増加いたしました。研究開発費や社内情報化投資の増加、および、㈱ネットマークスを新規連結した結果、営業利益は30億51百万円(前年同期比283.6%増)、経常利益は31億2百万円(前年同期比177.9%増)となりました。中間純損益につきましては、㈱ネットマークスの株価が著しく下落したことに伴い、同社に係わるのれんのうち、58億89百万円を特別損失に計上したことから43億62百万円の損失(前年同期は5億74百万円の利益)となりました。この結果、同社に係わる当中間連結会計期間末のれん未償却残高は37億80百万円となりました。

売上区分別の実績は、次のとおりであります。

①サービス

サービス売上はシステムサービスの伸びに加え、㈱ネットマークスが新たに連結の範囲に加わったこと等から前年同期比225億11百万円増加の1,091億20百万円(前年同期比26.0%増)となりました。

②ソフトウェア

ソフトウェア売上は、採算重視の案件絞り込みを行ったことから、前年同期比22億24百万円減少の169億61百万円(前年同期比11.6%減)となりました。

③ハードウェア

ハードウェア売上は、前年同期比44億53百万円減少の262億78百万円(前年同期比14.5%減)となりました。

なお、売上構成比は、サービス売上は71.6%(前年同期63.4%)、ソフトウェア売上は11.1%(前年同期14.1%)、ハードウェア売上は17.3%(前年同期22.5%)となりました。

(注) 1. 上記金額には消費税等を含んでおりません。

2. Javaは、米国Sun Microsystems, Inc.の米国およびその他の国における商標または登録商標です。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間の現金及び現金同等物につきましては、㈱ネットマークスの株式や営業用コンピュータの取得等に係る資金需要を、主に新規借入の実施による財務活動によりまかないました。その結果、現金及び現金同等物は前連結会計年度末に比べ6億31百万円増加し、当中間連結会計期間末残高は238億57百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動による資金は、39億17百万円の収入(前年同期は57億35百万円の支出)となりました。これは主に、非現金支出費用である減価償却費74億9百万円(前年同期比5億75百万円増)、のれん償却額61億55百万円、および、売掛金の回収による売上債権の減少205億84百万円(前年同期比5億26百万円減)等により増加し、税金等調整前中間純損失29億11百万円(前年同期は8億62百万円の利益)、仕入債務の減少101億34百万円(前年同期比122億73百万円減)等により減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は、178億89百万円(前年同期比16億22百万円減)となりました。これは主に、営業用コンピュータ等の有形固定資産の取得による支出53億7百万円(前年同期比30億71百万円増)、およびアウトソーシング用ソフトウェア開発投資を中心とした無形固定資産の取得による支出69億7百万円(前年同期比25億6百万円減)、㈱ネットマークスの株式取得による収支66億76百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により得られた資金は、145億46百万円(前年同期比67億74百万円減)となりました。これは主に、短期借入金の純減少額による支出64億50百万円(前年同期は114億20百万円の純増加額)、長期借入金の借入による収入235億円(前年同期比149億円増)等によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績は次のとおりであります。

品目	金額	前年同期比
	百万円	%
システムサービス	49,346	+9.6
ソフトウェア	9,160	△16.9
合計	58,506	+4.4

- (注) 1. システムサービスの金額は、販売価格によっております。
2. ソフトウェアには、ソフトウェア製品マスター制作までの研究開発費に該当する金額を含んでおります。
3. 上記の金額には、消費税等を含んでおりません。

(2) 受注状況

当中間連結会計期間における売上区分別受注状況を示すと、次のとおりであります。

売上区分	受注高	前年同期比	受注残高	前年同期比
	百万円	%	百万円	%
サービス	108,674	+6.6	120,208	+16.6
ソフトウェア	13,585	△9.2	12,821	△10.8
ハードウェア	21,481	△7.6	13,480	△25.0
合計	143,740	+2.5	146,510	+8.2

- (注) 1. 受注残高については、1年以内売上予定の残高を記載しております。
2. 上記の金額には、消費税等を含んでおりません。

(3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を売上区分別に示すと、次のとおりであります。

売上区分	金額	前年同期比
	百万円	%
サービス	109,120	+26.0
ソフトウェア	16,961	△11.6
ハードウェア	26,278	△14.5
合計	152,359	+11.6

- (注) 上記の金額には、消費税等を含んでおりません。

3【対処すべき課題】

(1) 当社グループの現状の認識および当面の対処すべき課題の内容

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社および連結子会社)が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針について

当社は、平成19年5月25日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第127条に定める「当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下「基本方針」といいます。)を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして当社株式の大規模買付行為への対応策(以下「本プラン」といいます。)を決定し、平成19年6月28日開催の第63回定時株主総会において本プランの導入につき承認を得ております。

① 基本方針の内容

当社は、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えます。したがって、当社の財務および事業の方針の決定を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆さまのご意思に委ねられるべきものと考えます。

しかし、株式の大規模買付行為の中には、①買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、③対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにはならないものも存在します。当社は、このような不適切な大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

② 基本方針の実現に資する取組み

当社では、多くの投資家の皆さまに長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しております。これらの取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものと考えております。

イ 「成長計画」による企業価値向上への取組み

当社は、お客様と価値を共有するという経営コンセプト(U&U:Users & Unisys)に基づき、「高成長企業集団への脱皮」という将来ビジョンを掲げ、達成に向けた実行計画「成長計画」に取り組んでおります。成長計画は、グループ総合力強化により収益性を向上させる「基本戦略の強化」、事業機会の徹底的な発掘・拡大により成長を加速させる「4つの強化施策」、さらに事業の基盤を強化する「品質保証」という3つの柱から成り立っております。ビジネス基盤を強化・拡大するための「基本戦略」としては、グループ横断で注力市場での活動を強化する「市場戦略」、労働集約型モデルから知識集約型モデルへの変換を図りサービス提供力と市場競争力を強化する「サービスビジネス戦略」、グループ会社の一体化を図りグループ総合力を強化する「グループ戦略」、人材の育成と維持を推進する「人材戦略」を着実に実行しております。これに加え、成長に向けた「4つの強化施策」として、技術力にさらに磨きをかける「R&D強化」、海外を視野に事業機会を発掘する「グローバル展開」、商社の事業化ノウハウを活かして新規事業の早期立ち上げを図る「三井物産との連携」のほか、顧客基盤や技術力を早期に獲得する「M&A推進」に積極的に挑戦するほか、事業の基盤となる、グループ全体での「品質保証」を目指した取組みを強化しております。

また、株主還元につきましては、当社は、企業価値の増大が最も重要な株主還元であるとの認識のもと、今後とも安定的、継続的な利益配分に努めてまいります。今後、当社は業績に応じた配当方針として、連結配当性向20%を目指してまいります。具体的な配当額につきましては、事業発展のための内部資金の確保に留意しつつ、経営環境等を総合的に勘案し決

定させていただきますが、今後の連結利益の増加に合わせて段階的に増配を目指していきたいと考えております。

ロ コーポレート・ガバナンス(企業統治)の強化による企業価値向上への取組み

当社は、経営環境の変化に対応した迅速な意思決定、責任の明確化および事業の透明性の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおります。具体的には、執行役員制度を導入し、経営管理機能と業務執行機能の分離を進めているほか、経営環境の変化に迅速に対応できる機動的な経営体制の確立と取締役の経営責任を明確にするために取締役の任期を1年とする等の施策を実施しております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

イ 本プランの対象となる当社株券等の買付行為

本プランの対象となる当社株券等の買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

ロ 大規模買付ルールの概要

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず、提案する大規模買付行為の概要および当該大規模買付者が大規模買付行為に際して大規模買付ルールを遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書を提出していただきます。

当社取締役会は、意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき、当社株主の皆さまの判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを大規模買付者に交付します。大規模買付者には、当該リストに記載された情報を当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し本必要情報の提供を完了した後、最長60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合)または最長90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として設定します。したがって、大規模買付行為は取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は独立の外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家)の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として当社株主の皆さまに対し代替案を提示することもあります。

ハ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、原則として対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、当社株主の皆さまにご判断いただくこととなります。

ただし、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすことが明らかな場合など、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであると当社取締役会が判断したときは、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、例外的に対抗措置をとることがあります。

ニ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置をとることがあります。

ホ 特別委員会の設置

本プランにおいて、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、あるいは②大規模買付ルールが遵守された場合であっても、株主共同の利益を守るために適切と考える一定の対抗措置をとるか否かの判断にあたっては、その透明性、客観性、公正性および合理性を担保し、取締役会による恣意的な判断がなされることを防止するため、当社は取締役会から独立した組織として特別委員会を設置いたします。

当社取締役会は、大規模買付の意向表明または大規模買付行為が行われた場合には、特別委員会に対し当該大規模買付行為に関する情報を開示し、当該大規模買付行為への対応に関して諮問するものとします。特別委員会は、大規模買付者からの提案に対し当社取締役会が評価・検討する際や大規模買付行為に対し当社取締役会が適切と考える一定の対抗措置をとるか否かを判断する際等に勧告を行うものとし、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

特別委員会は、社外取締役、社外監査役、社外有識者(経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、学識経験者、またはこれらに準ずる者)を対象として3名以上を選任します。

ヘ 本プランの適用開始、有効期間、廃止等

本プランは、平成19年6月28日開催の第63回定時株主総会においてその導入につきご承認をいただき、有効期間は、3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会(平成22年6月開催予定の当社定時株主総会)の終結の時までとなっております。

本プランの導入後、有効期間の満了前であっても、特別委員会の勧告により取締役会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

④ 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないことについて

当社では、本プランの設計に際して、以下の点を十分に考慮しており、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

- 1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること
- 2) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること
- 3) 株主意思を反映するものであること
- 4) 取締役会の恣意的判断の排除
- 5) 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定
- 6) デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結、変更または解約した経営上の重要な契約等はありません。

5【研究開発活動】

当社グループは、高収益企業への脱皮を目指し、「サービス体制の強化」による採算性向上、および成長に向けた「ICT (Information and Communication Technology) 事業体制の強化」のため、積極的な研究開発活動を展開しております。

当中間連結会計期間の主な研究開発活動は次のとおりであります。

(1) 金融分野

- ・銀行の営業店システムとして、高度な事務支援機能の搭載等を重点に、.NETフレームワーク上で稼働する「UNI_FACE21™ 次期営業店システム」の開発
- ・日本版SOXに対応した業務フロー作成・管理を含む内部統制管理システムおよび統制系の基盤であるEA(Enterprise Architecture：情報システムを中長期的および全体的な視野で理想形に近づけていくための手法や手順を整理したもの)フレームワークの開発
- ・中長期経営計画・ALM(Asset Liability Management)システムである「Princia®/ALM」に関し、最新のアーキテクチャに基づくBIS II 規制対応などの機能追加を伴う次期システムの開発

(2) 製造・流通分野

- ・組立加工系製造業向けに受注組立生産を支援するソリューション「EIII®/BTO」の開発
- ・流通小売専門店向けのDBサーバ、APサーバ、クライアントの三層構造による本部集中管理型POSシステムの研究

(3) 社会・公共分野

- ・従来汎用機で対応してきた大規模地方公共団体向け水道事業における基幹業務のオープン化を実現するソリューション「e-WaterWorks®」の開発
- ・総合医療システム「Unicare®」に関し、看護必要管理システムと診療所向け電子カルテの開発

(4) ソリューションを支える基盤技術・サービスその他

- ・当社グループにおける3D-VE(※)の適用を推進するため、3D-VE基盤整備、知的財産の獲得・蓄積、知的財産の再利用、3D-VE促進活動の実施

(※)3D-VEとは、米国ユニシス・コーポレーションが開発した情報システム化にかかわる方法論、ひな型などを含むアプローチです。

- ・Java™、OSS(Open Source Software)を利用した信頼性、可用性、拡張性の高いミッションクリティカルシステム構築のためのフレームワーク「MIDMOST® for JAVA™ EE」の開発
- ・SaaS(Software as a Service)ビジネスに必要なアプリケーション設計・開発・運用などの技術的なフェージビリティの調査、研究
- ・システム構築のシステム基盤標準フレームワークである「AtlasBase®」(方法論、プロダクトセット、サービスで構成)提供に向けた開発、研究
- ・OSSによるミッションクリティカル・システム構築のためのミドルウェア製品、サービス提供に向けた調査、研究
- ・物品管理のコード体系の違いなど、複数の標準・アーキテクチャ間での相互運用を可能とするプラットフォームの研究
- ・GPS携帯電話ソリューションに位置情報を利用した災害時の安否確認システム機能を加えたBCP(事業継続対策)ソリューションの開発

(注) 1. Javaは、米国Sun Microsystems, Inc. の米国およびその他の国における商標または登録商標です。

当中間連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費は、23億34百万円であります。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	300,000,000
計	300,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成19年12月26日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	109,663,524	109,663,524	東京証券取引所 市場第一部	—
計	109,663,524	109,663,524	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

①旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成15年6月26日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	3,369	3,359
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	336,900	335,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 962 (注1)	同左
新株予約権の行使期間	平成17年7月1日～平成22年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 962 資本組入額 481	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	同左

(注1)新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(注2)①新株予約権の割当を受けた者が、次表に掲げる各期間において権利行使が可能な新株予約権数の上限は、それぞれ次表のとおりとする。なお、新株予約権1個を最低行使単位とする。

期間	権利行使可能な新株予約権数の上限
平成17年7月1日から平成18年6月30日まで	割当を受けた新株予約権数の2分の1まで(小数点第1位以下は切り上げ)。ただし、当該上限個数が10個未満のときは10個まで。
平成18年7月1日から平成22年6月30日まで	割当を受けた新株予約権数のすべて。

②新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社連結子会社(持分法適用会社を含む。以下同じ。)の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社連結子会社の取締役もしくは執行役員を任期満了により退任した場合、従業員の定年退職、関係会社への転籍、役員就任その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

③新株予約権者が権利行使期間内に死亡した場合、死亡後1年間(権利行使期間内に限る)相続人は権利を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、権利の再相続は認めない。

④この他の条件は、平成15年6月26日開催の定時株主総会および平成15年7月31日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

(注3)新株予約権の発行日以降、当社を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、新株予約権に係る義務を株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させることができるものとする。この場合、承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の数については、交換比率または移転比率に応じて調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。また、権利行使に際して払込をすべき金額、権利行使期間、その他新株予約権の行使の条件についても、必要最小限かつ合理的に可能な範囲で調整を行うものとする。

平成16年6月25日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	4,081	4,053
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	408,100	405,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 952 (注1)	同左
新株予約権の行使期間	平成18年7月1日～平成23年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 952 資本組入額 476	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、譲渡先が当社である場合を除き、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	同左

(注1)新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

(注2)①新株予約権の割当を受けた者が、次表に掲げる各期間において権利行使が可能な新株予約権数の上限は、それぞれ次表のとおりとする。

期間	権利行使可能な新株予約権数の上限
平成18年7月1日から平成19年6月30日まで	割当を受けた新株予約権数の2分の1まで(小数点第1位以下は切り上げ)。ただし、当該上限個数が10個未満のときは10個まで。
平成19年7月1日から平成23年6月30日まで	割当を受けた新株予約権数のすべて。

②新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社連結子会社(持分法適用会社を含む。以下同じ。)の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社連結子会社の取締役または執行役員を任期満了により退任した場合、従業員の定年退職、関係会社への転籍、役員就任その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

③新株予約権者が権利行使期間内に死亡した場合、死亡後1年間(権利行使期間内に限る)相続人は権利を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、権利の再相続は認めない。

④この他の条件は、平成16年6月25日開催の定時株主総会および平成16年7月30日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

(注3)新株予約権の発行日以降、当社を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたことにより、当社が新株予約権を消却する場合を除き、新株予約権に係る義務を株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させることができるものとする。この場合、承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の数については、交換比率または移転比率に応じて調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。また、権利行使に際して払込をすべき金額、権利行使期間、その他新株予約権の行使の条件についても、必要最小限かつ合理的に可能な範囲で調整を行うものとする。

平成17年6月23日定時株主総会決議

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	7,308	7,296
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	730,800	729,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,763 (注1)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～平成24年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 1,763 資本組入額 882	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、譲渡先が当社である場合を除き、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注3)	同左

(注1)新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

- (注2)①新株予約権の割当を受けた者のうち、平成17年11月22日開催の取締役会において定めた当社および当社連結子会社の取締役、執行役員および従業員については、新株予約権行使申請日の前月末の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)が、2,083円(上記(注1)に定める払込金額が調整された場合には、払込金額の調整方法と同一の方法で当該価格を調整する)以上となった場合に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権の割当を受けた者は、権利行使申請日においても、当社または当社連結子会社(持分法適用会社を含む。以下同じ。)の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社連結子会社の取締役または執行役員を任期満了により退任した場合、従業員の定年退職、関係会社への転籍、役員就任その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- ③新株予約権者が権利行使期間内に死亡した場合、死亡後1年間(権利行使期間内に限る)相続人は権利を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、権利の再相続は認めない。
- ④この他の条件は、平成17年6月23日開催の定時株主総会および平成17年11月22日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。
- (注3)新株予約権の発行日以降、当社を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたことにより、当社が新株予約権を消却する場合を除き、新株予約権に係る義務を株式交換または株式移転により完全親会社となる会社に承継させることができるものとする。この場合、承継後の新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の数については、交換比率または移転比率に応じて調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。また、権利行使に際して払込をすべき金額、権利行使期間、その他新株予約権の行使の条件についても、必要最小限かつ合理的に可能な範囲で調整を行うものとする。

②会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年6月22日定時株主総会決議

取締役に対する付与分

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	222	222
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	22,200	22,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,434(注1)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成25年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,954(注2) 資本組入額 1,477	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

(注1)新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

(注2)発行価格は、行使時の払込金額2,434円にストック・オプションの公正な評価単価520円を合算しております。

(注3)①新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使申請日の前月末の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)が、2,876円(上記(注2)に定める払込金額が調整された場合には、払込金額の調整方法と同一の方法で当該価格を調整する)以上となった場合に限り、権利を行使することができる。

②新株予約権の割当を受けた者は、権利行使申請日においても、当社取締役の地位にあることを要す。ただし、当社取締役を任期満了により退任した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

③新株予約権者が権利行使期間内に死亡した場合、死亡後1年間(権利行使期間内に限る)相続人は権利を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、権利の再相続は認めない。

④この他の条件は、平成18年6月22日開催の定時株主総会および平成18年9月22日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

(注4)新株予約権の発行日以降、当社を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたことにより、当社が新株予約権を無償で取得する場合を除き、当該新株予約権は消滅し、完全親会社となる株式会社の新株予約権を交付させることができるものとする。この場合、交付する新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の数については、交換比率または移転比率に応じて調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。また、権利行使に際して払込みをなすべき金額、権利行使期間、その他新株予約権の行使の条件についても、必要最小限かつ合理的に可能な範囲で調整を行うものとする。

取締役以外の対象者に対する付与分

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	4,963	4,951
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	496,300	495,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 2,434(注1)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月1日～平成25年6月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	発行価格 2,954(注2) 資本組入額 1,477	同左
新株予約権の行使の条件	(注3)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左

(注1)新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

(注2)発行価格は、行使時の払込金額2,434円にストック・オプションの公正な評価単価520円を合算しております。

- (注3)①新株予約権の割当を受けた者のうち、平成18年9月22開催の取締役会において定めた当社の取締役を兼務しない執行役員、従業員および当社連結子会社の常勤取締役、執行役員、従業員については、新株予約権行使申請日の前月末の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)が、2,876円(上記(注2)に定める払込金額が調整された場合には、払込金額の調整方法と同一の方法で当該価格を調整する)以上となった場合に限り、権利を行使することができる。
- ②新株予約権の割当を受けた者は、権利行使申請日においても、当社または当社連結子会社(持分法適用会社を含む。以下同じ。)の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社連結子会社の取締役または執行役員を任期満了により退任した場合、従業員の定年退職、関係会社への転籍、役員就任その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。
- ③新株予約権者が権利行使期間内に死亡した場合、死亡後1年間(権利行使期間内に限る)相続人は権利を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、権利の再相続は認めない。
- ④この他の条件は、平成18年6月22日開催の定時株主総会および平成18年9月22日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。
- (注4)新株予約権の発行日以降、当社を完全子会社とする株式交換または株式移転を行う場合には、当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書または株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたことにより、当社が新株予約権を無償で取得する場合を除き、当該新株予約権は消滅し、完全親会社となる株式会社の新株予約権を交付させることができるものとする。この場合、交付する新株予約権の目的たる完全親会社となる会社の株式の数については、交換比率または移転比率に応じて調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。また、権利行使に際して払込みをなすべき金額、権利行使期間、その他新株予約権の行使の条件についても、必要最小限かつ合理的に可能な範囲で調整を行うものとする。

平成19年6月28日定時株主総会決議

取締役に対する付与分(注1)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	562
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	56,200
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	1株当たり 1,712(注2)
新株予約権の行使期間	—	平成21年11月1日～平成26年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	—	発行価格 2,108(注3) 資本組入額 1,054
新株予約権の行使の条件	—	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注5)

(注1)当該新株予約権は、平成19年10月2日開催の取締役会決議に基づき、平成19年11月15日付をもって発行しております。

(注2)新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

(注3)発行価格は、行使時の払込金額1,712円にストック・オプションの公正な評価単価396円を合算しております。

(注4)①新株予約権の割当を受けた取締役は、新株予約権行使申請日の前月末の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)が、2,023円(上記(注2)に定める払込金額が調整された場合には、払込金額の調整方法と同一の方法で当該価格を調整する)以上となった場合に限り、権利を行使することができる。

②新株予約権の割当を受けた取締役は、新株予約権行使申請日においても、当社取締役の地位にあることを要す。ただし、当社取締役を任期満了により退任した場合、その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

③新株予約権者が権利行使期間内に死亡した場合、死亡後1年間(権利行使期間内に限る)相続人は権利を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、権利の再相続は認めない。

④この他の条件は、平成19年6月28日開催の定時株主総会および平成19年10月2日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

(注5)組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率等の内容に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を付与するものとする。

①合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

取締役以外の対象者に対する付与分(注1)

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	6,901
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	690,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	1株当たり 1,712(注2)
新株予約権の行使期間	—	平成21年11月1日～平成26年10月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額(円)	—	発行価格 2,108(注3) 資本組入額 1,054
新株予約権の行使の条件	—	(注4)
新株予約権の譲渡に関する事項	—	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注5)

(注1)当該新株予約権は、平成19年10月2日開催の取締役会決議に基づき、平成19年11月15日付をもって発行しております。

(注2)新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

上記のほか、当社が合併または会社分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で払込金額を調整するものとする。

(注3)発行価格は、行使時の払込金額1,712円にストック・オプションの公正な評価単価396円を合算しております。

(注4)①新株予約権の割当を受けた者のうち、平成19年10月2日開催の取締役会において定めた当社の取締役を兼務しない執行役員、従業員および当社連結子会社の取締役(社外取締役を除く)、執行役員、従業員については、新株予約権行使申請日の前月末の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)が、2,023円(上記(注2)に定める払込金額が調整された場合には、払込金額の調整方法と同一の方法で当該価格を調整する)以上となった場合に限り、権利を行使することができる。

②新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権行使申請日においても、当社または当社連結子会社(持分法適用会社を含む。以下同じ。)の取締役、執行役員または従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社連結子会社の取締役または執行役員を任期満了により退任した場合、従業員の定年退職、関係会社への転籍、役員就任その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。

③新株予約権者が権利行使期間内に死亡した場合、死亡後1年間(権利行使期間内に限る)相続人は権利を行使することができるものとする。ただし、当該相続人が死亡した場合には、権利の再相続は認めない。

④この他の条件は、平成19年6月28日開催の定時株主総会および平成19年10月2日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受ける者との間で締結する新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。

(注5)組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率等の内容に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を付与するものとする。

①合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

②吸収分割

当社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社

③新設分割

新設分割により設立する株式会社

④株式交換

当社の発行済株式の全部を取得する株式会社

⑤株式移転

株式移転により設立する株式会社

- (3) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成19年 4月 1日～ 平成19年 9月30日	—	109,663,524	—	5,483	—	15,281

(5) 【大株主の状況】

(平成19年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三井物産株式会社	東京都千代田区大手町1-2-1	30,524	27.84
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	7,933	7.23
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1-13-2	4,653	4.24
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	4,277	3.90
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカ운ツ イーアイエスジー(常任代理人:株式会社三菱東京UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UNITED KINGDOM(東京都千代田区丸の内2-7-1 決済事業部)	2,657	2.42
ゴールドマン・サックス・インターナショナル(常任代理人:ゴールドマン・サックス証券会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, U.K(東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー)	2,148	1.96
全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	1,794	1.64
日本ユニシス従業員持株会	東京都江東区豊洲1-1-1	1,686	1.54
チェース マンハッタンバンク ジーティーエスクライアント アカ운ツ エスクロウ(常任代理人:株式会社みずほコーポレート銀行)	5TH FLOOR, TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET LONDON, E1W 1YT, UNITED KINGDOM(東京都中央区日本橋兜町6-7)	1,410	1.29
モルガン・スタンレーアンドカンパニーインク(常任代理人:モルガン・スタンレー証券株式会社)	1585 BROADWAY NEW YORK, NEW YORK 10036, U.S.A.(東京都渋谷区恵比寿4-20-3 恵比寿ガーデンプレイスタワー)	1,335	1.22
計	—	58,422	53.27

(注)1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記の他、当社は自己株式13,660,957株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合12.46%)を保有しております。

3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)および日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、信託業務に係る株式数です。

4. 野村証券株式会社から、平成19年11月22日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成19年11月15日現在で同社および共同所有者が以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として平成19年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	465	0.42
NOMURA INTERNATIONAL PLC	Nomura House 1, St.Martin' s-le Grand London EC1A 4NP, England	750	0.68
NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.	2 World Financial Center, Building B New York, N.Y. 10281-1198	52	0.05
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋1-12-1	10,480	9.56
計	—	11,748	10.71

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成19年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 13,660,900	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 4,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 95,973,700	959,737	—
単元未満株式	普通株式 24,924	—	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	109,663,524	—	—
総株主の議決権	—	959,737	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,800株(議決権38個)含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式57株が含まれております。

② 【自己株式等】

(平成19年9月30日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 日本ユニシス(株)	東京都江東区豊洲1-1-1	13,660,900	—	13,660,900	12.46
(相互保有株式) (株)ユニスタッフ	東京都渋谷区道玄坂1-22-10	1,000	—	1,000	0.00
紀陽情報システム(株)	和歌山県和歌山市中ノ島2240	3,000	—	3,000	0.00
計	—	13,664,900	—	13,664,900	12.46

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年4月	平成19年5月	平成19年6月	平成19年7月	平成19年8月	平成19年9月
最高(円)	1,798	1,712	1,796	1,822	1,769	1,487
最低(円)	1,460	1,504	1,543	1,600	1,332	1,243

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における市場相場であります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表および前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、ならびに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表および当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表について、監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1 現金及び預金	2		26,911		23,902		23,235	
2 受取手形及び売掛 金	4		59,597		70,468		76,509	
3 たな卸資産			26,954		23,651		17,078	
4 繰延税金資産			10,759		12,936		11,127	
5 その他			12,908		9,634		6,483	
貸倒引当金			△42		△396		△381	
流動資産合計			137,088	58.5	140,196	55.1	134,053	56.4
II 固定資産								
1 有形固定資産	1							
(1) 機械装置及び運 搬具		12,849		14,426		13,399		
(2) その他		6,671	19,521	8,254	22,681	6,721	20,121	
2 無形固定資産								
(1) ソフトウェア		29,180		33,362		29,449		
(2) のれん		—		3,828		—		
(3) その他		25	29,206	31	37,221	23	29,473	
3 投資その他の資産								
(1) 投資有価証券		18,093		20,309		21,553		
(2) 繰延税金資産		8,318		9,304		9,789		
(3) 前払年金費用		11,261		13,086		12,036		
(4) その他		11,593		13,095		11,299		
貸倒引当金		△644	48,622	△1,507	54,288	△465	54,213	
固定資産合計			97,350	41.5	114,192	44.9	103,808	43.6
資産合計			234,438	100.0	254,388	100.0	237,861	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債	4							
1 支払手形及び買掛金		31,412		29,658		32,789		
2 短期借入金		17,380		18,550		19,050		
3 1年以内に返済予定の長期借入金		2,237		13,675		10,825		
4 1年以内に償還予定の社債		—		8,000		8,000		
5 コマーシャル・ペーパー		20,000		12,000		13,000		
6 未払法人税等		894		1,333		4,515		
7 未払費用		12,276		13,332		13,007		
8 前受金		—		13,139		8,219		
9 引当金		1,093		843		1,205		
10 その他		18,442		6,223		9,813		
流動負債合計	103,736	44.2	116,755	45.9	120,425	50.6		
II 固定負債								
1 社債	8,000		—		—			
2 長期借入金	34,800		51,975		26,400			
3 退職給付引当金	1,347		1,458		1,205			
4 その他の引当金	350		406		249			
5 負ののれん	—		77		—			
6 繰延税金負債	199		814		579			
7 その他	2,232		1,702		1,983			
固定負債合計	46,929	20.1	56,435	22.2	30,418	12.8		
負債合計	150,665	64.3	173,191	68.1	150,843	63.4		
(純資産の部)								
I 株主資本								
1 資本金	5,483	2.3	5,483	2.2	5,483	2.3		
2 資本剰余金	15,600	6.7	15,501	6.1	15,514	6.5		
3 利益剰余金	78,580	33.5	76,713	30.1	81,456	34.3		
4 自己株式	△19,446	△8.3	△19,136	△7.5	△19,178	△8.1		
5 自己株式申込証拠金	38	0.0	2	0.0	0	0.0		
株主資本合計	80,255	34.2	78,563	30.9	83,277	35.0		
II 評価・換算差額等								
1 その他有価証券評価差額金	2,769	1.2	1,739	0.6	2,839	1.2		
2 繰延ヘッジ損益	1	0.0	△18	△0.0	6	0.0		
3 為替換算調整勘定	0	0.0	4	0.0	△0	△0.0		
評価・換算差額等合計	2,770	1.2	1,726	0.6	2,844	1.2		
III 新株予約権	—	—	145	0.1	66	0.0		
IV 少数株主持分	746	0.3	762	0.3	830	0.4		
純資産合計	83,772	35.7	81,197	31.9	87,018	36.6		
負債純資産合計	234,438	100.0	254,388	100.0	237,861	100.0		

②【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)			当中間連結会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)			前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)			
I 売上高		136,526	100.0	152,359	100.0	307,455	100.0			
II 売上原価		109,269	80.0	115,673	75.9	244,258	79.5			
売上総利益		27,257	20.0	36,685	24.1	63,196	20.5			
III 販売費及び一般管理 費	1	26,462	19.4	33,634	22.1	56,917	18.5			
営業利益		795	0.6	3,051	2.0	6,278	2.0			
IV 営業外収益										
1 受取利息		22		78		67				
2 受取配当金		131		206		177				
3 上場有価証券 売却益		53		239		327				
4 為替差益		322		—		308				
5 その他		103	0.4	132	0.4	244	0.4			
V 営業外費用										
1 支払利息		293		526		709				
2 その他		18	0.2	79	0.4	49	0.2			
経常利益		1,116	0.8	3,102	2.0	6,646	2.2			
VI 特別利益										
1 固定資産売却益	2	2		0		3				
2 投資有価証券 売却益		—		348		—				
3 役員退職給与 引当金戻入額		—		60		—				
4 貸倒引当金戻入額		21		2		—				
5 その他		0	0.0	—	0.3	92	0.0			
VII 特別損失										
1 固定資産売却却損	3	17		30		75				
2 投資有価証券 評価損		258		497		341				
3 のれん償却額	4	—		5,889		—				
4 その他		2	0.2	9	4.2	13	0.1			
税金等調整前中間 (当期)純利益 又は税金等調整前 中間純損失(△)		862	0.6	△2,911	△1.9	6,311	2.1			
法人税、住民税及 び事業税		1,622		1,742		5,501				
法人税等調整額		△1,414	0.1	△174	1.0	△2,790	0.9			
少数株主利益又は 少数株主損失(△)		80	0.1	△117	△0.0	166	0.1			
中間(当期)純利益 又は中間純損失 (△)		574	0.4	△4,362	△2.9	3,433	1.1			

③【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本					
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	自己株式 申込証拠金	株主資本 合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	5,483	15,288	78,388	△21,597	2	77,565
当中間連結会計期間 の変動額						
剰余金の配当(注)			△353			△353
役員賞与(注)			△28			△28
中間純利益			574			574
自己株式の取得				△0		△0
自己株式の処分		448		1,722		2,170
ストック・オプション の権利行使		△135		428	△2	289
自己株式申込証拠金 の入金					38	38
株主資本以外の項目の 当中間連結会計期間 変動額(純額)						
当中間連結会計期間の 変動額合計 (百万円)	—	312	191	2,150	35	2,690
平成18年9月30日残高 (百万円)	5,483	15,600	78,580	△19,446	38	80,255

	評価・換算差額等				少数株主 持分	純資産 合計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延 ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	3,285	—	—	3,285	670	81,520
当中間連結会計期間 の変動額						
剰余金の配当(注)						△353
役員賞与(注)						△28
中間純利益						574
自己株式の取得						△0
自己株式の処分						2,170
ストック・オプション の権利行使						289
自己株式申込証拠金 の入金						38
株主資本以外の項目の 当中間連結会計期間 変動額(純額)	△515	1	0	△514	75	△438
当中間連結会計期間の 変動額合計 (百万円)	△515	1	0	△514	75	2,251
平成18年9月30日残高 (百万円)	2,769	1	0	2,770	746	83,772

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本					
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	自己株式 申込証拠金	株主資本 合計
平成19年3月31日残高 (百万円)	5,483	15,514	81,456	△19,178	0	83,277
当中間連結会計期間 の変動額						
剰余金の配当			△359			△359
中間純損失			△4,362			△4,362
連結子会社の増加			△20			△20
自己株式の取得				△1		△1
ストック・オプション の権利行使		△13		43	△0	29
自己株式申込証拠金 の入金					2	2
株主資本以外の項目の 当中間連結会計期間 変動額(純額)						
当中間連結会計期間の 変動額合計 (百万円)	—	△13	△4,743	41	1	△4,713
平成19年9月30日残高 (百万円)	5,483	15,501	76,713	△19,136	2	78,563

	評価・換算差額等				新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延 ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成19年3月31日残高 (百万円)	2,839	6	△0	2,844	66	830	87,018
当中間連結会計期間 の変動額							
剰余金の配当							△359
中間純損失							△4,362
連結子会社の増加							△20
自己株式の取得							△1
ストック・オプション の権利行使							29
自己株式申込証拠金 の入金							2
株主資本以外の項目の 当中間連結会計期間 変動額(純額)	△1,099	△24	5	△1,118	79	△67	△1,106
当中間連結会計期間の 変動額合計 (百万円)	△1,099	△24	5	△1,118	79	△67	△5,820
平成19年9月30日残高 (百万円)	1,739	△18	4	1,726	145	762	81,197

前連結会計年度の連結株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本					
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	自己株式 申込証拠金	株主資本 合計
平成18年3月31日残高 (百万円)	5,483	15,288	78,388	△21,597	2	77,565
当連結会計年度の変動額						
剰余金の配当(注)(前期分)			△353			△353
剰余金の配当(当期分)			△359			△359
役員賞与(注)			△28			△28
当期純利益			3,433			3,433
持分法適用関連会社の増加			376			376
自己株式の取得				△2		△2
自己株式の処分		448		1,722		2,170
ストック・オプション の権利行使		△221		698	△2	474
自己株式申込証拠金 の入金					0	0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)						
当連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	—	226	3,068	2,419	△2	5,712
平成19年3月31日残高 (百万円)	5,483	15,514	81,456	△19,178	0	83,277

	評価・換算差額等				新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	その他有価 証券評価 差額金	繰延 ヘッジ損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計			
平成18年3月31日残高 (百万円)	3,285	—	—	3,285	—	670	81,520
当連結会計年度の変動額							
剰余金の配当(注)(前期分)							△353
剰余金の配当(当期分)							△359
役員賞与(注)							△28
当期純利益							3,433
持分法適用関連会社の増加							376
自己株式の取得							△2
自己株式の処分							2,170
ストック・オプション の権利行使							474
自己株式申込証拠金 の入金							0
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	△445	6	△0	△440	66	159	△214
当連結会計年度中の変動額合計 (百万円)	△445	6	△0	△440	66	159	5,497
平成19年3月31日残高 (百万円)	2,839	6	△0	2,844	66	830	87,018

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動によるキャッシュ・フロー				
税金等調整前中間 (当期)純利益又は税 金等調整前中間純損 失(△)		862	△2,911	6,311
減価償却費		6,834	7,409	13,808
のれん償却額及び負 のれん償却額		—	6,155	△7
投資有価証券売却益		△53	△588	△327
引当金の減少額		△501	△462	△476
受取利息及び受取配 当金		△153	△284	△244
支払利息		293	526	709
売上債権の減少額		21,111	20,584	4,389
たな卸資産の増減額		△7,632	△1,383	2,243
仕入債務の減少額		△22,408	△10,134	△21,051
その他		△346	△9,922	7,778
小計		△1,994	8,988	13,132
利息及び配当金の受 取額		152	323	243
利息の支払額		△272	△500	△666
法人税等の支払額		△3,620	△4,893	△3,895
営業活動によるキャッ シュ・フロー		△5,735	3,917	8,813
II 投資活動によるキャッ シュ・フロー				
有形固定資産の取得 による支出		△2,235	△5,307	△6,897
有形固定資産の売却 による収入		11	327	25
無形固定資産の取得 による支出		△9,414	△6,907	△14,673
投資有価証券の取得 による支出		△7,943	△371	△10,998
投資有価証券の売却 による収入		69	1,080	435
連結の範囲の変更を 伴う子会社株式の取 得による支出		—	△6,676	△150
その他		0	△34	△12
投資活動によるキャッ シュ・フロー		△19,511	△17,889	△32,270

		前中間連結会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
III 財務活動によるキャッ シュ・フロー				
短期借入金の純増減 額		11,420	△6,450	13,090
長期借入れによる収 入		8,600	23,500	10,100
長期借入金の返済に よる支出		△737	△925	△2,050
その他借入の返済に よる支出		△104	△107	△211
コマーシャル・ペー パーの純減少額		—	△1,000	△7,000
自己株式の売却によ る収入		2,170	—	2,170
自己株式の取得によ る支出		△0	△0	△2
ストック・オプション の権利行使による 収入		328	31	474
配当金の支払額		△352	△359	△713
その他		△2	△141	△2
財務活動によるキャッ シュ・フロー		21,320	14,546	15,856
IV 現金及び現金同等物に 係る換算差額		0	5	△0
V 現金及び現金同等物の 増減額		△3,925	580	△7,601
VI 現金及び現金同等物の 期首残高		30,827	23,225	30,827
VII 新規連結による現金及 び現金同等物の増加額		—	51	—
VIII 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	1	26,901	23,857	23,225

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
<p>1 連結の範囲に関する事項</p>	<p>連結子会社(11社) ユニアデックス(株) 日本ユニシス・ソリューション(株) 日本ユニシス・エクセリューションズ(株) 日本ユニシス・サプライ(株) (株)エイタス (株)トレードビジョン 日本ユニシス・ラーニング(株) 日本ユニシス・ビジネス(株) (株)国際システム G&Uシステムサービス(株) USOLベトナムコーポレーション このうちUSOLベトナムコーポレーションについては、当中間連結会計期間において新たに設立したことにより連結子会社を含めることといたしました。 また、平成18年7月1日付けでユニアデックス(株)は日本ユニシス情報システム(株)を吸収合併いたしました。 なお、ケンブリッジ・テクノロジー・パートナーズ(株)については、当中間連結会計期間において同社発行済株式の100%を取得いたしました。同社株式のみなし取得日を同社の決算日である平成18年10月31日としたため、当中間連結会計期間においては連結子会社には含めておりません。</p>	<p>連結子会社(23社) ユニアデックス(株) 日本ユニシス・エクセリューションズ(株) 日本ユニシス・サプライ(株) (株)エイタス (株)トレードビジョン 日本ユニシス・ラーニング(株) 日本ユニシス・ビジネス(株) (株)国際システム G&Uシステムサービス(株) USOLベトナムコーポレーション ケンブリッジ・テクノロジー・パートナーズ(株) USOLホールディングス(株) USOL北海道(株) USOL東北(株) USOL東京(株) USOL中部(株) USOL関西(株) USOL中国(株) USOL九州(株) ユーエックスビジネス(株) (株)ネットマークス (株)ネットマークスサポートアンドサービス エス・アンド・アイ(株) このうちUSOLホールディングス(株)を平成19年4月2日に設立し、当中間連結会計期間より新たに連結子会社を含めることといたしました。 また、平成19年4月1日付けでUSOL関東(株)はUSOL東京(株)へ社名変更いたしました。 (株)ネットマークスを株式の取得により、当中間連結会計期間より新たに連結子会社を含めており、これにより同社連結子会社の(株)ネットマークスサポートアンドサービス、および、エス・アンド・アイ(株)を連結子会社を含めております。なお、同社株式のみなし取得日を平成19年4月1日として、中間連結財務諸表を作成しております。 非連結子会社であったユーエックスビジネス(株)は、重要性が増したため当中間連結会計期間より新たに連結子会社を含めております。</p>	<p>連結子会社(19社) ユニアデックス(株) 日本ユニシス・ソリューション(株) 日本ユニシス・エクセリューションズ(株) 日本ユニシス・サプライ(株) (株)エイタス (株)トレードビジョン 日本ユニシス・ラーニング(株) 日本ユニシス・ビジネス(株) (株)国際システム G&Uシステムサービス(株) USOLベトナムコーポレーション ケンブリッジ・テクノロジー・パートナーズ(株) USOL北海道(株) USOL東北(株) USOL関東(株) USOL中部(株) USOL関西(株) USOL中国(株) USOL九州(株) このうちUSOLベトナムコーポレーションおよびUSOL関東(株)他地域開発会社7社については、それぞれ新たに設立したことにより連結子会社を含めることといたしました。 また、ケンブリッジ・テクノロジー・パートナーズ(株)については、当連結会計年度において同社発行済株式の100%を取得し、株式のみなし取得日を同社の決算日である平成18年10月31日として、連結財務諸表を作成しております。 なお、平成18年7月1日付けでユニアデックス(株)は日本ユニシス情報システム(株)を吸収合併いたしました。</p>

	項目	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
		<p>非連結子会社(3社) NULシステムサービス・コーポレーション他 (連結範囲から除いた理由) 非連結子会社の総資産、売上高、中間純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも中間連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であるため、連結の範囲から除いております。</p>	<p>平成19年9月1日付けで当社は日本ユニシス・ソリューション㈱を吸収合併いたしました。 非連結子会社(4社) NULシステムサービス・コーポレーション他 (連結範囲から除いた理由) 同左</p>	<p>非連結子会社(3社) NULシステムサービス・コーポレーション他 (連結範囲から除いた理由) 非連結子会社の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であるため、連結の範囲から除いております。</p>
2	持分法の適用に関する事項	<p>持分法適用の非連結子会社および関連会社は該当ありません。</p> <p>持分法を適用していない非連結子会社(3社)および関連会社(㈱ユニスタッフ、他3社)は、それぞれ中間純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法によっております。</p>	<p>持分法適用関連会社数(2社) 関連会社名 紀陽情報システム㈱ 日本テレコムネットワークシステムズ㈱ 日本テレコムネットワークシステムズ㈱については、同社を持分法適用関連会社とする㈱ネットマックスを連結子会社に含めたことにより、当中間連結会計期間より新たに持分法適用関連会社を含めております。なお、みなし取得日を平成19年4月1日にしたことから、同日以降の損益について持分法を適用しております。</p> <p>持分法を適用していない非連結子会社(4社)および関連会社(㈱ユニスタッフ、他10社)は、それぞれ中間純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法によっております。</p>	<p>持分法適用関連会社数(1社) 関連会社名 紀陽情報システム㈱ 紀陽情報システム㈱については、株式の追加取得により、当連結会計年度より新たに持分法適用関連会社を含めております。 なお、当連結会計年度においては、株式のみなし取得日を平成18年10月1日とし、取得日以降の損益について持分法を適用しております。</p> <p>持分法を適用していない非連結子会社(3社)および関連会社(㈱ユニスタッフ、他3社)は、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法によっております。</p>
3	連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	すべての連結子会社の中間決算日は、中間連結決算日と一致しております。	同左	すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4	<p>会計処理基準に関する事項</p> <p>(1) 重要な資産の評価基準および評価方法</p> <p>a 有価証券</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)</p>

項目	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
<p>b デリバティブ c たな卸資産</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>a 機械装置及び運搬具</p> <p>b 有形固定資産のその他</p>	<p>時価のないもの 移動平均法による原価基準</p> <p>時価法</p> <p>① 販売用コンピュータ 主として移動平均法による原価基準</p> <p>② 保守サービス用部品他 移動平均法による原価基準</p> <p>営業用コンピュータ(賃貸およびアウトソーシング用コンピュータ) 営業利用目的に対応し5年で残存価額が零となる方法によっております。</p> <p>建物及び構築物 定率法によっております。ただし、連結子会社日本ユニシス・サプライ(株)の一部の工場設備および平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については、定額法によっております。 なお、耐用年数は6年～50年であります。</p>	<p>時価のないもの 同左</p> <p>同左</p> <p>① 販売用コンピュータ 同左</p> <p>② 保守サービス用部品他 主として移動平均法による原価基準</p> <p>営業用コンピュータ(賃貸およびアウトソーシング用コンピュータ) 同左</p> <p>建物及び構築物 同左</p> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した営業用コンピュータ以外の有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。 (追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した営業用コンピュータ以外の有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度から、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。</p>	<p>時価のないもの 同左</p> <p>同左</p> <p>① 販売用コンピュータ 同左</p> <p>② 保守サービス用部品他 移動平均法による原価基準</p> <p>営業用コンピュータ(賃貸およびアウトソーシング用コンピュータ) 同左</p> <p>建物及び構築物 同左</p>

項目	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
c 無形固定資産	<p>ソフトウェア</p> <p>① 市場販売目的のソフトウェア 見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。なお、見込販売可能期間は原則として3年と見積っております。</p> <p>② 自社利用のソフトウェア 見込利用可能期間に基づく定額法によっております。なお、見込利用可能期間は原則として5年と見積っております。</p>	<p>ソフトウェア</p> <p>① 市場販売目的のソフトウェア 見込販売収益または数量に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。なお、見込販売可能期間は原則として3年と見積っております。</p> <p>② 自社利用のソフトウェア 同左</p>	<p>ソフトウェア</p> <p>① 市場販売目的のソフトウェア 見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。なお、見込販売可能期間は原則として3年と見積っております。</p> <p>② 自社利用のソフトウェア 同左</p>
(3) 重要な引当金の計上基準			
a 貸倒引当金	<p>売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権および破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p>	同左	同左
b 退職給付引当金(前払年金費用)	<p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、10年による均等額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p>	<p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異については10年による均等額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(3年または10年)による定額法により費用処理しております。</p>	<p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、10年による均等額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。</p> <p>過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。</p>

項目	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債、収益および費用は中間連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。	同左	外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産および負債、収益および費用は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
(5) 重要なリース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左
(6) 重要なヘッジ会計の方法	<p>① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 商品輸入の予定取引に関する為替変動リスクに対して為替予約および通貨オプションを、変動金利の短期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップをそれぞれヘッジ手段として、ヘッジ取引を行っております。</p> <p>③ ヘッジ方針 ヘッジ取引は、ヘッジ対象の範囲内で為替変動リスクおよび金利変動リスクをヘッジする手段として行い、投機目的やトレーディング目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。</p>	<p>① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p>	<p>① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p>

	項目	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(7) その他中間連結財務諸表(連結財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	<p>④ ヘッジ有効性の評価の方法 ヘッジ有効性の判定は、原則としてヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動の累計とを比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。</p> <p>消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。</p>	<p>④ ヘッジ有効性の評価の方法 同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>	<p>④ ヘッジ有効性の評価の方法 同左</p> <p>消費税等の会計処理 同左</p>
5	中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資としております。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、手許現金、随時引き出し可能な預金および容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資としております。

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
<p>(役員賞与に関する会計基準) 当中間連結会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。 なお、これによる損益への影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p>	<p>(役員賞与に関する会計基準) 当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。 なお、これによる損益への影響は軽微であります。</p>
<p>—————</p>	<p>—————</p>	<p>(ストック・オプション等に関する会計基準) 当連結会計年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。 なお、これによる損益への影響は軽微であります。</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の「資本の部」の合計に相当する金額は83,024百万円であります。 なお、中間連結財務諸表規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間連結財務諸表規則により作成しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の「資本の部」の合計に相当する金額は86,115百万円であります。 なお、連結財務諸表規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、改正後の連結財務諸表規則により作成しております。</p>
<p>(企業結合に係る会計基準) 当中間連結会計期間より、企業結合に係る会計基準(「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成15年10月31日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日))を適用しております。</p>	<p>—————</p>	<p>(企業結合に係る会計基準) 当連結会計年度より、企業結合に係る会計基準(「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成15年10月31日)および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成17年12月27日))を適用しております。</p>

表示方法の変更

項目	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
中間連結貸借対照表関係 (1) 「前受金」の区分表示	—————	前中間連結会計期間において流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「前受金」(前中間連結会計期間末は9,941百万円)は、負債および純資産の合計額の100分の5を超えたため、区分掲記しております。
(2) 「前払費用」の区分表示	前中間連結会計期間において区分掲記しておりました「前払費用」(当中間連結会計期間末は11,387百万円)は、資産の総額の100分の5以下であるため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。	—————

追加情報

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
当社グループの総合力強化を目的とした機構改革の一環として、当中間連結会計期間より日本ユニシス・ソリューション㈱は、販売部門を有しない、開発専門のコストセンターとして機能しており、同社が実施する業務のコスト精算方法を変更しております。この変更に伴い、当中間連結会計期間より同社開発部門で発生する費用は全て製造費用として処理しており、当該部門で実施する営業支援業務は製造間接業務と位置付けております。この結果、従来の方法に比して、販売費及び一般管理費に計上される営業支援費が1,390百万円減少するとともに、売上原価が851百万円、たな卸資産が334百万円、ソフトウェアが204百万円、営業利益、経常利益、税金等調整前中間純利益が539百万円それぞれ増加しております。	—————	当社グループの総合力強化を目的とした機構改革の一環として、当連結会計年度より日本ユニシス・ソリューション㈱は、販売部門を有しない、開発専門のコストセンターとして機能しており、同社が実施する業務のコスト精算方法を変更しております。この変更に伴い、当連結会計年度より同社開発部門で発生する費用は全て製造費用として処理しており、当該部門で実施する営業支援業務は製造間接業務と位置付けております。この結果、従来の方法に比して、販売費及び一般管理費に計上される営業支援費が2,980百万円減少するとともに、売上原価が2,370百万円、たな卸資産が489百万円、ソフトウェアが120百万円、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益が609百万円それぞれ増加しております。

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

注No	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
1	有形固定資産の減価償却累計額は76,449百万円であります。	有形固定資産の減価償却累計額は78,495百万円であります。	有形固定資産の減価償却累計額は77,174百万円であります。
2	担保資産 —————	担保資産 担保に供している資産 定期預金 35百万円 担保資産に対する債務 非連結子会社の借入金 30百万円	担保資産 —————
3	偶発債務 従業員の銀行借入金(住宅ローン)に対する債務保証 3,145百万円	偶発債務 従業員の銀行借入金(住宅ローン)に対する債務保証 2,641百万円	偶発債務 従業員の銀行借入金(住宅ローン)に対する債務保証 2,858百万円
4	中間連結会計期間末日の満期手形の会計処理については、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 中間連結会計期間末日満期手形の金額は以下のとおりであります。 受取手形 90百万円 支払手形 139百万円	中間連結会計期間末日の満期手形の会計処理については、当中間連結会計期間の末日は金融機関の休日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 中間連結会計期間末日満期手形の金額は以下のとおりであります。 受取手形 145百万円 支払手形 177百万円	連結会計年度末日の満期手形の会計処理については、当連結会計年度の末日は金融機関の休日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 当連結会計年度末日満期手形の金額は以下のとおりであります。 受取手形 65百万円 支払手形 173百万円
5	当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と特定融資枠契約を締結しております。 特定融資枠契約の総 15,000百万円額 借入実行残高 一百万円 未使用枠残高 15,000百万円	当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と特定融資枠契約を締結しております。 特定融資枠契約の総 15,000百万円額 借入実行残高 一百万円 未使用枠残高 15,000百万円	当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と特定融資枠契約を締結しております。 特定融資枠契約の総 15,000百万円額 借入実行残高 一百万円 未使用枠残高 15,000百万円

(中間連結損益計算書関係)

注No	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度																														
1	販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりであります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業支援費</td> <td>1,148</td> </tr> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td>12,447</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>1,384</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>1,899</td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額(百万円)	営業支援費	1,148	従業員給料手当	12,447	退職給付費用	1,384	研究開発費	1,899	販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりであります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業支援費</td> <td>1,024</td> </tr> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td>16,470</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>853</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>2,334</td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額(百万円)	営業支援費	1,024	従業員給料手当	16,470	退職給付費用	853	研究開発費	2,334	販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりであります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>科目</th> <th>金額(百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>営業支援費</td> <td>2,373</td> </tr> <tr> <td>従業員給料手当</td> <td>26,518</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>2,790</td> </tr> <tr> <td>研究開発費</td> <td>5,152</td> </tr> </tbody> </table>	科目	金額(百万円)	営業支援費	2,373	従業員給料手当	26,518	退職給付費用	2,790	研究開発費	5,152
科目	金額(百万円)																																
営業支援費	1,148																																
従業員給料手当	12,447																																
退職給付費用	1,384																																
研究開発費	1,899																																
科目	金額(百万円)																																
営業支援費	1,024																																
従業員給料手当	16,470																																
退職給付費用	853																																
研究開発費	2,334																																
科目	金額(百万円)																																
営業支援費	2,373																																
従業員給料手当	26,518																																
退職給付費用	2,790																																
研究開発費	5,152																																
2	固定資産売却益の内訳の主なものは、機械装置売却益2百万円であります。	固定資産売却益の内訳の主なものは、器具備品売却益0百万円であります。	固定資産売却益の内訳の主なものは、機械装置売却益2百万円であります。																														
3	固定資産売却損の内訳の主なものは、建物及び構築物売却損6百万円、器具備品売却損9百万円であります。	固定資産売却損の内訳の主なものは、建物及び構築物売却損10百万円、器具備品売却損10百万円、ソフトウェア8百万円であります。	固定資産売却損の内訳の主なものは、建物及び構築物売却損22百万円、器具備品売却損52百万円であります。																														
4	—————	「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(日本公認会計士協会 平成19年3月29日 会計制度委員会報告第7号)第32項の規定に基づき、のれんを償却したものであります。	—————																														

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	109,663	—	—	109,663
合計	109,663	—	—	109,663
自己株式				
普通株式(注1)(注2)	15,418	0	1,535	13,883
合計	15,418	0	1,535	13,883

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,535千株は、ストック・オプションの権利行使に伴う売却による減少305千株、その他売却による減少1,230千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月22日 定時株主総会	普通株式	353	3.75	平成18年3月31日	平成18年6月22日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年10月31日 取締役会	普通株式	359	利益剰余金	3.75	平成18年9月30日	平成18年12月8日

当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当中間連結会計期間 増加株式数(千株)	当中間連結会計期間 減少株式数(千株)	当中間連結会計期間末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	109,663	—	—	109,663
合計	109,663	—	—	109,663
自己株式				
普通株式(注1)(注2)	13,691	1	31	13,662
合計	13,691	1	31	13,662

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取り等による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少31千株は、ストック・オプションの権利行使に伴う売却による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当中間連結会計期末残高(百万円)
			前連結会計年度末	当中間連結会計期間増加	当中間連結会計期間減少	当中間連結会計期間末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	145
合計		—	—	—	—	—	145

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	359	3.75	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成19年11月5日 取締役会	普通株式	576	利益剰余金	6.00	平成19年9月30日	平成19年12月7日

前連結会計年度(自平成18年4月1日至平成19年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	109,663	—	—	109,663
合計	109,663	—	—	109,663
自己株式				
普通株式(注1)(注2)	15,418	1	1,728	13,691
合計	15,418	1	1,728	13,691

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,728千株は、ストック・オプションの権利行使に伴う売却による減少498千株、その他売却による減少1,230千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			前連結会計年度末	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	66
合計		—	—	—	—	—	66

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成18年6月22日 定時株主総会	普通株式	353	3.75	平成18年3月31日	平成18年6月22日
平成18年10月31日 取締役会	普通株式	359	3.75	平成18年9月30日	平成18年12月8日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	359	利益剰余金	3.75	平成19年3月31日	平成19年6月29日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

注 No	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
1	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成18年9月30日現在) 百万円 現金及び預金勘定 26,911 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 $\Delta 10$ 現金及び現金同等物 26,901	現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成19年9月30日現在) 百万円 現金及び預金勘定 23,902 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 $\Delta 45$ 現金及び現金同等物 23,857	現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成19年3月31日現在) 百万円 現金及び預金勘定 23,235 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 $\Delta 10$ 現金及び現金同等物 23,225

(リース取引関係)
(借主側)

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間				前連結会計年度																																																																																													
1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額	1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間期末残高相当額				1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額																																																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>減損損失累計額相当額</th> <th>中間期末残高相当額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>13</td> <td>6</td> <td>—</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産のその他</td> <td>3,082</td> <td>1,685</td> <td>105</td> <td>1,291</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>10,102</td> <td>6,396</td> <td>22</td> <td>3,683</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13,198</td> <td>8,089</td> <td>127</td> <td>4,981</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間期末残高相当額		百万円	百万円	百万円	百万円	機械装置及び運搬具	13	6	—	6	有形固定資産のその他	3,082	1,685	105	1,291	ソフトウェア	10,102	6,396	22	3,683	合計	13,198	8,089	127	4,981	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>減損損失累計額相当額</th> <th>中間期末残高相当額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>29</td> <td>4</td> <td>—</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産のその他</td> <td>4,529</td> <td>2,171</td> <td>42</td> <td>2,315</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>9,226</td> <td>7,216</td> <td>7</td> <td>2,002</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>13,785</td> <td>9,392</td> <td>50</td> <td>4,343</td> </tr> </tbody> </table>					取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間期末残高相当額		百万円	百万円	百万円	百万円	機械装置及び運搬具	29	4	—	24	有形固定資産のその他	4,529	2,171	42	2,315	ソフトウェア	9,226	7,216	7	2,002	合計	13,785	9,392	50	4,343	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>減損損失累計額相当額</th> <th>期末残高相当額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>17</td> <td>8</td> <td>—</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産のその他</td> <td>2,462</td> <td>1,287</td> <td>87</td> <td>1,087</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>9,236</td> <td>6,419</td> <td>17</td> <td>2,799</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11,716</td> <td>7,714</td> <td>105</td> <td>3,896</td> </tr> </tbody> </table>					取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額		百万円	百万円	百万円	百万円	機械装置及び運搬具	17	8	—	9	有形固定資産のその他	2,462	1,287	87	1,087	ソフトウェア	9,236	6,419	17	2,799	合計	11,716	7,714	105	3,896
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間期末残高相当額																																																																																														
	百万円	百万円	百万円	百万円																																																																																														
機械装置及び運搬具	13	6	—	6																																																																																														
有形固定資産のその他	3,082	1,685	105	1,291																																																																																														
ソフトウェア	10,102	6,396	22	3,683																																																																																														
合計	13,198	8,089	127	4,981																																																																																														
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	中間期末残高相当額																																																																																														
	百万円	百万円	百万円	百万円																																																																																														
機械装置及び運搬具	29	4	—	24																																																																																														
有形固定資産のその他	4,529	2,171	42	2,315																																																																																														
ソフトウェア	9,226	7,216	7	2,002																																																																																														
合計	13,785	9,392	50	4,343																																																																																														
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	減損損失累計額相当額	期末残高相当額																																																																																														
	百万円	百万円	百万円	百万円																																																																																														
機械装置及び運搬具	17	8	—	9																																																																																														
有形固定資産のその他	2,462	1,287	87	1,087																																																																																														
ソフトウェア	9,236	6,419	17	2,799																																																																																														
合計	11,716	7,714	105	3,896																																																																																														
② 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 2,403百万円 1年超 2,704百万円 合計 5,107百万円 リース資産 減損勘定中 85百万円 間期末残高	② 未経過リース料中間期末残高相当額等 未経過リース料中間期末残高相当額 1年以内 2,447百万円 1年超 2,116百万円 合計 4,563百万円 リース資産 減損勘定中 25百万円 間期末残高				② 未経過リース料期末残高相当額等 未経過リース料期末残高相当額 1年以内 2,230百万円 1年超 1,769百万円 合計 3,999百万円 リース資産 減損勘定期 50百万円 末残高																																																																																													
③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額 支払リース料 1,446百万円 リース資産減損勘定の取崩額 41百万円 減価償却費相当額 1,343百万円 支払利息相当額 44百万円	③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額 支払リース料 1,416百万円 リース資産減損勘定の取崩額 24百万円 減価償却費相当額 1,321百万円 支払利息相当額 47百万円				③ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額 支払リース料 2,745百万円 リース資産減損勘定の取崩額 54百万円 減価償却費相当額 2,572百万円 支払利息相当額 77百万円																																																																																													
④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	④ 減価償却費相当額の算定方法 同左				④ 減価償却費相当額の算定方法 同左																																																																																													
⑤ 利息相当額の算定方法 利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっております。ただし、重要性の低いリース物件については、支払利子込み法により算定しております。	⑤ 利息相当額の算定方法 同左				⑤ 利息相当額の算定方法 同左																																																																																													
2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年以内 4,649百万円 1年超 1,096百万円 合計 5,746百万円	2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年以内 1,102百万円 1年超 1百万円 合計 1,102百万円				2. オペレーティング・リース取引 未経過リース料 1年以内 3,333百万円 1年超 1百万円 合計 3,333百万円																																																																																													

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	中間連結貸借対照表計上額	差額
(1) 株式	11,302百万円	15,969百万円	4,666百万円
(2) 債券	50百万円	48百万円	△1百万円
計	11,352百万円	16,017百万円	4,664百万円

2 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式	1,447百万円
債券	100百万円
その他	28百万円

II 当中間連結会計期間末

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	中間連結貸借対照表計上額	差額
(1) 株式	14,480百万円	17,354百万円	2,874百万円
(2) 債券	50百万円	49百万円	△0百万円
(3) その他	33百万円	42百万円	8百万円
計	14,564百万円	17,446百万円	2,882百万円

2 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式	1,501百万円
債券	100百万円
その他	198百万円

III 前連結会計年度末

1 その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
(1) 株式	13,908百万円	18,667百万円	4,758百万円
(2) 債券	50百万円	49百万円	△0百万円
(3) その他	33百万円	43百万円	10百万円
計	13,992百万円	18,760百万円	4,767百万円

2 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額

その他有価証券

非上場株式	1,409百万円
債券	100百万円
その他	28百万円

(デリバティブ取引関係)

当中間連結会計期間、前中間連結会計期間および前連結会計年度については、すべてのデリバティブ取引についてヘッジ会計を適用しているため記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

1. スtock・オプションに係る当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 79 百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

該当事項はありません。

前連結会計年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. スtock・オプションに係る当連結会計年度における費用計上額及び科目名

販売費及び一般管理費 66 百万円

2. 当連結会計年度において存在したストック・オプションの内容

	平成15年ストック・オプション	平成16年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10人 当社使用人（執行役員、従業員） 533人 当社子会社取締役 15人 当社子会社使用人（執行役員） 14人	当社取締役 10人 当社使用人（執行役員、従業員） 513人 当社子会社取締役 27人 当社子会社使用人（執行役員、従業員） 324人
株式の種類別のストック・オプション数	普通株式 713,100株	普通株式 692,700株
付与日	平成15年9月3日	平成16年9月7日
権利確定条件	権利行使時においても、当社または当社連結子会社(持分法適用会社を含む。以下同じ。)の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社連結子会社の取締役もしくは執行役員を任期満了により退任した場合、従業員の定年退職、関係会社への転籍、役員就任その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。	同左
対象勤務期間	平成15年9月3日～平成17年6月30日	平成16年9月7日～平成18年6月30日
権利行使期間	平成17年7月1日～平成22年6月30日	平成18年7月1日～平成23年6月30日
権利行使価格(円)	962	952
付与日における公正な評価単価(円)	—	—

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10人 当社使用人（執行役員、従業員） 403人 当社子会社取締役 12人 当社子会社使用人（執行役員、従業員） 276人	当社取締役 10人 当社使用人（執行役員、従業員） 250人 当社子会社取締役 20人 当社子会社使用人（執行役員、従業員） 514人
株式の種類別のストック・オプション数	普通株式 749,000株	普通株式 522,900株
付与日	平成17年12月16日	平成18年11月7日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社連結子会社(持分法適用会社を含む。以下同じ。)の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、当社または当社連結子会社の取締役もしくは執行役員を任期満了により退任した場合、従業員の定年退職、関係会社への転籍、役員就任その他正当な理由のある場合にはこの限りではない。	同左
対象勤務期間	平成17年12月16日～平成19年6月30日	平成18年11月7日～平成20年6月30日
権利行使期間	平成19年7月1日～平成24年6月30日	平成20年7月1日～平成25年6月30日
権利行使価格(円)	1,763	2,434
付与日における公正な評価単価(円)	—	520

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間および前連結会計年度については、当社グループは、コンピュータ、ソフトウェア、その他関連商品ならびにこれらに関する各種サービスを提供する単一事業区分の業務を営んでいるため、事業の種類別セグメント情報の記載を行っておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間、当中間連結会計期間および前連結会計年度については、連結売上高の合計に占める日本の割合が90%を越えるため、所在地別セグメント情報の記載を行っておりません。

【海外売上高】

当中間連結会計期間、前中間連結会計期間および前連結会計年度については、連結売上高に対する海外売上高の割合が僅少のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
1株当たり純資産額	866円44銭	836円32銭	897円36銭
1株当たり中間(当期)純利益金額 又は1株当たり中間純損失金額(△)	6円04銭	△45円46銭	35円97銭
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	6円00銭	—	35円75銭
		なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載していません。	

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額又は1株当たり中間純損失金額および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
1株当たり中間(当期)純利益金額 又は1株当たり中間純損失金額(△)			
中間(当期)純利益又は中間純損失(△)	574百万円	△4,362百万円	3,433百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益 又は普通株式に係る中間純損失(△)	574百万円	△4,362百万円	3,433百万円
普通株式の期中平均株式数	95,053,013株	95,983,578株	95,456,863株
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額	—	—	—
普通株式増加数 (うち新株予約権)	664,391株 (664,391株)	— (—)	578,199株 (578,199株)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	新株予約権 株主総会の特別決議日 平成15年6月26日(新株予約権3,369個)。 平成16年6月25日(新株予約権4,081個)。 平成17年6月23日(新株予約権7,308個)。 平成18年6月22日(新株予約権5,185個)。 なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 株主総会の特別決議日 平成18年6月22日(新株予約権 5,209個)。 なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間連結会計期間末	当中間連結会計期間末	前連結会計年度
純資産の部の合計額	83,772百万円	81,197 百万円	87,018百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	784百万円	910百万円	896百万円
(うち自己株式申込証拠金)	(38百万円)	(2百万円)	(0百万円)
(うち新株予約権)	(一)	(145百万円)	(66百万円)
(うち少数株主持分)	(746百万円)	(762百万円)	(830百万円)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	82,987百万円	80,287百万円	86,121百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	95,780,092株	96,001,313株	95,972,085株

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

①【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		26,010		20,846		21,921	
2 受取手形	3	64		215		158	
3 売掛金		44,655		45,240		62,241	
4 たな卸資産		14,361		12,659		11,190	
5 繰延税金資産		5,271		9,300		5,171	
6 貸付金		19,566		19,786		20,395	
7 その他		11,595		5,500		4,605	
貸倒引当金		△53		△387		△393	
流動資産合計		121,473	57.7	113,162	52.7	125,289	56.9
II 固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 営業用コンピュータ	5	12,542		14,167		13,122	
(2) その他		4,474		4,725		4,565	
計	1	17,017		18,893		17,688	
2 無形固定資産							
(1) ソフトウェア		28,397		31,869		28,469	
(2) その他		22		18		20	
計		28,419		31,887		28,489	
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		17,429		18,586		20,170	
(2) 繰延税金資産		6,417		7,890		8,287	
(3) その他		20,213		24,804		20,704	
貸倒引当金		△515		△439		△454	
計		43,545		50,842		48,707	
固定資産合計		88,983	42.3	101,623	47.3	94,884	43.1
資産合計		210,456	100.0	214,786	100.0	220,174	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1 支払手形	3	112		42		437	
2 買掛金		30,189		19,600		43,190	
3 短期借入金		16,400		18,550		19,050	
4 1年以内に返済予定の 長期借入金		2,237		13,175		10,825	
5 1年以内に償還予定の 社債		—		8,000		8,000	
6 コマーシャル・ペーパー		20,000		12,000		13,000	
7 未払法人税等		569		140		3,132	
8 未払費用		6,550		7,552		5,191	
9 引当金		904		741		1,107	
10 その他		15,378		14,124		13,993	
流動負債合計		92,342	43.9	93,925	43.7	117,927	53.6
II 固定負債							
1 社債		8,000		—		—	
2 長期借入金		34,800		46,625		26,400	
3 引当金		237		282		176	
4 その他		838		850		827	
固定負債合計		43,875	20.8	47,757	22.3	27,403	12.4
負債合計		136,217	64.7	141,683	66.0	145,330	66.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日)		前事業年度の要約貸借対照表 (平成19年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(純資産の部)							
I 株主資本							
1 資本金		5,483	2.6	5,483	2.6	5,483	2.5
2 資本剰余金							
(1) 資本準備金		15,281		15,281		15,281	
(2) その他資本剰余金		318		219		233	
資本剰余金合計		15,600	7.4	15,501	7.2	15,514	7.0
3 利益剰余金							
(1) 利益準備金		1,370		1,370		1,370	
(2) その他利益剰余金							
別途積立金		4,400		4,400		4,400	
陳腐化積立金		8,350		8,350		8,350	
プログラム積立金		2,969		1,495		1,970	
建物圧縮積立金		138		138		138	
特別償却積立金		87		12		24	
繰越利益剰余金		52,497		53,595		53,873	
利益剰余金合計		69,813	33.2	69,363	32.3	70,127	31.9
4 自己株式		△19,446	△9.2	△19,135	△8.9	△19,178	△8.7
5 自己株式申込証拠金		38	0.0	2	0.0	0	0.0
株主資本合計		71,489	34.0	71,213	33.2	71,947	32.7
II 評価・換算差額等							
1 その他有価証券評価差額金		2,748	1.3	1,760	0.8	2,823	1.3
2 繰延ヘッジ損益		1	0.0	△18	△0.0	6	0.0
評価・換算差額等合計		2,749	1.3	1,742	0.8	2,829	1.3
III 新株予約権		—	—	145	0.0	66	0.0
純資産合計		74,239	35.3	73,102	34.0	74,843	34.0
負債純資産合計		210,456	100.0	214,786	100.0	220,174	100.0

②【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月 1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)			
I 売上高			103,065	100.0		100,081	100.0		241,133	100.0
II 売上原価			86,018	83.5		79,680	79.6		199,060	82.6
売上総利益			17,047	16.5		20,401	20.4		42,072	17.4
III 販売費及び一般管理費			18,490	17.9		19,958	20.0		41,764	17.3
営業利益又は営業損失 (△)			△1,443	△1.4		442	0.4		308	0.1
IV 営業外収益	1		4,544	4.4		3,794	3.8		5,451	2.3
V 営業外費用	2		295	0.3		520	0.5		719	0.3
経常利益			2,806	2.7		3,715	3.7		5,040	2.1
VI 特別利益			15	0.0		6	0.0		4	0.0
VII 特別損失	3		265	0.2		6,517	6.5		1,032	0.4
税引前中間(当期)純利益 又は税引前中間純損失(△)			2,556	2.5		△2,795	△2.8		4,011	1.7
法人税、住民税及び事業税			1,440			595			4,047	
法人税等調整額			△1,814	△0.3		△2,986	△2.4		△3,638	0.2
中間(当期)純利益又は 中間純損失(△)			2,930	2.8		△404	△0.4		3,603	1.5

③【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間（自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日）

	株主資本														
	資本金	資本剰余金			利益剰余金								自己株式	自己株式申込証拠金	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金						利益剰余金合計			
						別途積立金	陳腐化積立金	プログラム積立金	建物圧縮積立金	特別償却積立金	繰越利益剰余金				
平成18年3月31日残高 (百万円)	5,483	15,281	6	15,288	1,370	4,400	8,350	3,881	138	150	48,962	67,254	△21,597	2	66,431
当中間会計期間の変動額															
プログラム積立金取崩額(注)								△912			912	—			—
特別償却積立金取崩額(注)										△63	63	—			—
剰余金の配当(注)											△353	△353			△353
取締役賞与(注)											△18	△18			△18
中間純利益											2,930	2,930			2,930
自己株式の取得													△0		△0
自己株式の処分			448	448									1,722		2,170
ストック・オプションの権利行使			△135	△135									428	△2	289
自己株式申込証拠金の入金														38	38
株主資本以外の項目の当中間会計期間変動額(純額)															
当中間会計期間の変動額合計 (百万円)	—	—	312	312	—	—	—	△912	—	△63	3,534	2,558	2,150	35	5,057
平成18年9月30日残高 (百万円)	5,483	15,281	318	15,600	1,370	4,400	8,350	2,969	138	87	52,497	69,813	△19,446	38	71,489

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差額等 合計	
平成18年3月31日残高 (百万円)	3,224	—	3,224	69,655
当中間会計期間 の変動額				
プログラム積立金 取崩額(注)				—
特別償却積立金 取崩額(注)				—
剰余金の配当(注)				△353
取締役賞与(注)				△18
中間純利益				2,930
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				2,170
ストック・オプション の権利行使				289
自己株式申込証拠金 の入金				38
株主資本以外の項目 の当中間会計期間 変動額(純額)	△475	1	△474	△474
当中間会計期間の 変動額合計 (百万円)	△475	1	△474	4,583
平成18年9月30日残高 (百万円)	2,748	1	2,749	74,239

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間会計期間（自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日）

	株主資本														
	資本金	資本剰余金			利益剰余金								自己株式	自己株式 申込証拠金	株主資本 合計
		資本 準備金	その 他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金						利益 剰余金 合計			
						別 途積立 金	陳 腐化 積立 金	プ ロ グ ラ ム 積 立 金	建 物 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金				
平成19年3月31日残高 (百万円)	5,483	15,281	233	15,514	1,370	4,400	8,350	1,970	138	24	53,873	70,127	△19,178	0	71,947
当中間会計期間 の変動額															
プログラム積立金 取崩額								△474			474	—			—
特別償却積立金 取崩額										△11	11	—			—
剰余金の配当											△359	△359			△359
中間純損失											△404	△404			△404
自己株式の取得													△0		△0
ストック・オプション の権利行使			△13	△13									43	△0	29
自己株式申込証拠金 の入金														2	2
株主資本以外の項目 の当中間会計期間 変動額(純額)															
当中間会計期間の 変動額合計 (百万円)	—	—	△13	△13	—	—	—	△474	—	△11	△277	△764	42	1	△733
平成19年9月30日残高 (百万円)	5,483	15,281	219	15,501	1,370	4,400	8,350	1,495	138	12	53,595	69,363	△19,135	2	71,213

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差額等 合計		
平成19年3月31日残高 (百万円)	2,823	6	2,829	66	74,843
当中間会計期間 の変動額					
プログラム積立金 取崩額					—
特別償却積立金 取崩額					—
剰余金の配当					△359
中間純損失					△404
自己株式の取得					△0
ストック・オプション の権利行使					29
自己株式申込証拠金 の入金					2
株主資本以外の項目 の当中間会計期間 変動額(純額)	△1,062	△24	△1,087	79	△1,007
当中間会計期間の 変動額合計 (百万円)	△1,062	△24	△1,087	79	△1,741
平成19年9月30日残高 (百万円)	1,760	△18	1,742	145	73,102

前事業年度の株主資本等変動計算書（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

	株主資本														
	資本金	資本剰余金			利益剰余金								自己株式	自己株式 申込証拠金	株主資本 合計
		資本 準備金	その 他資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金						利益 剰余金 合計			
						別 途積立 金	陳 腐化積 立金	プ ロ グ ラ ム 積 立 金	建 物 圧 縮 積 立 金	特 別 償 却積 立金	繰 越利 益剰 余金				
平成18年3月31日残高 (百万円)	5,483	15,281	6	15,288	1,370	4,400	8,350	3,881	138	150	48,962	67,254	△21,597	2	66,431
当事業年度中の変動額															
プログラム積立金 取崩額(注)(前期分)								△912			912	—			—
プログラム積立金 取崩額(当期分)								△998			998	—			—
特別償却積立金 取崩額(注)(前期分)										△63	63	—			—
特別償却積立金 取崩額(当期分)										△63	63	—			—
剰余金の配当(注) (前期分)											△353	△353			△353
剰余金の配当 (当期分)											△359	△359			△359
取締役賞与(注)											△18	△18			△18
当期純利益											3,603	3,603			3,603
自己株式の取得												—	△2		△2
自己株式の処分			448	448								—	1,722		2,170
ストック・オプション の権利行使			△221	△221								—	698	△2	474
自己株式申込証拠金 の入金												—		0	0
株主資本以外の項目 の当事業年度中 の変動額(純額)															
当事業年度中の変動額合計 (百万円)	—	—	226	226	—	—	—	△1,911	—	△126	4,910	2,872	2,419	△2	5,516
平成19年3月31日残高 (百万円)	5,483	15,281	233	15,514	1,370	4,400	8,350	1,970	138	24	53,873	70,127	△19,178	0	71,947

	評価・換算差額等			新株 予約権	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算差額等 合計		
平成18年3月31日残高 (百万円)	3,224	—	3,224	—	69,655
当事業年度中の変動額					
プログラム積立金 取崩額(注)(前期分)					—
プログラム積立金 取崩額(当期分)					—
特別償却積立金 取崩額(注)(前期分)					—
特別償却積立金 取崩額(当期分)					—
剰余金の配当(注) (前期分)					△353
剰余金の配当 (当期分))					△359
取締役賞与(注)					△18
当期純利益					3,603
自己株式の取得					△2
自己株式の処分					2,170
ストック・オプション の権利行使					474
自己株式申込証拠金 の入金					0
株主資本以外の項目 の当事業年度中の 変動額(純額)	△400	6	△394	66	△328
当事業年度中の変動額合計 (百万円)	△400	6	△394	66	5,188
平成19年3月31日残高 (百万円)	2,823	6	2,829	66	74,843

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

	項目	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
1	<p>資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) たな卸資産</p> <p>(2) 有価証券</p> <p>(3) デリバティブ</p>	<p>販売用コンピュータ 主として移動平均法による原価基準</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価基準 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 移動平均法による原価基準</p> <p>時価法</p>	<p>販売用コンピュータ 同左</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>同左</p>	<p>販売用コンピュータ 同左</p> <p>子会社株式及び関連会社株式 同左</p> <p>その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。) 時価のないもの 同左</p> <p>同左</p>
2	<p>固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 営業用コンピュータ</p> <p>(2) 有形固定資産のその他</p>	<p>営業利用目的に対応し5年で残存価額が零となる方法によっております。 定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法によっております。 なお、耐用年数は6年～50年であります。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p> <p>(会計方針の変更) 法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した営業用コンピュータ以外の有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく方法により減価償却費を計上しております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。 (追加情報) 法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した営業用コンピュータ以外の有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度から、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。</p>	<p>同左</p> <p>同左</p>

項目	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(3) 無形固定資産	ソフトウェア ① 市場販売目的のソフトウェア 見込販売収益に基づく償却額と見込販売可能期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。なお、見込販売可能期間は原則として3年と見積っております。 ② 自社利用のソフトウェア 見込利用可能期間に基づく定額法によっております。 なお、見込利用可能期間は原則として5年と見積っております。	ソフトウェア ① 市場販売目的のソフトウェア 同左 ② 自社利用のソフトウェア 同左	ソフトウェア ① 市場販売目的のソフトウェア 同左 ② 自社利用のソフトウェア 同左
3 引当金の計上基準			
(1) 貸倒引当金	売掛金等債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権および破産更生債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。	同左	同左
(2) 無償サービス費引当金	保守サービス契約およびシステムサービス契約に基づく無償サービス費用の負担に備えるため、過去の実績率に基づく発生見込額を計上しております。	同左	同左
(3) 修繕引当金	固定資産等の修繕に備えるため、翌期以降に予定されている修繕に要する費用の見積り額を計上しております。	—————	—————
(4) 取締役賞与引当金	取締役賞与金の支給に備えて、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (会計方針の変更) 当中間会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。 なお、これによる損益への影響は軽微であります。	同左 —————	取締役賞与の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。 (会計方針の変更) 当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準第4号 平成17年11月29日)を適用しております。なお、これによる損益への影響は軽微であります。

項目	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(5) 退職給付引当金 (前払年金費用)	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 なお、会計基準変更時差異については、10年による均等額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌年度から費用処理しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。	同左	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております なお、会計基準変更時差異については、10年による均等額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により翌期から費用処理しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。
(6) 役員退職給与引当金	(追加情報) 平成18年6月22日開催の定時株主総会において、平成18年6月末日をもって役員退職慰労金制度を廃止することとし、制度廃止日までの在任期間中の未払退職給与については、将来の退任時に支給することを決議しております。なお、当該退職給与の要支給額307百万円は固定負債の「その他(長期未払金)」に計上しております。		(追加情報) 平成18年6月22日開催の定時株主総会において、平成18年6月末日をもって役員退職慰労制度を廃止することとし、制度廃止日までの在任期間中の未払退職給与については、将来の退任時に支給することを決議しております。なお、当該退職給与の要支給額307百万円のうち、11百万円は流動負債の「未払金」に、296百万円は固定負債の「その他(長期未払金)」にそれぞれ計上しております。
(7) 進路選択支援補填引当金	進路選択支援プログラム制度適用による退職従業員の進路選択支援補填金の支出に備えるため、中間会計期間末支援補填金見積額の全額を計上しております。	同左	進路選択支援プログラム制度適用による退職従業員の進路選択支援補填金の支出に備えるため、期末支援補填金見積額の全額を計上しております。
4 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。	同左	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同左	同左

	項目	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
6	ヘッジ会計の方法	<p>① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によって おります。なお、振当処 理の要件を満たしている 為替予約については振当 処理に、特例処理の要件 を満たしている金利スワ ップについては特例処理 によっております。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 商品輸入の予定取引に関 する為替変動リスクに対 して為替予約および通貨 オプションを、変動金利 の短期借入金の金利変動 リスクに対して金利スワ ップをそれぞれヘッジ手 段として、ヘッジ取引を 行っております。</p> <p>③ ヘッジ方針 ヘッジ取引は、ヘッジ対 象の範囲内で為替変動リ スクおよび金利変動リス クをヘッジする手段とし て行い、投機目的やトレ ーディング目的のデリバ ティブ取引は行わない方 針であります。</p> <p>④ ヘッジ有効性の評価の方 法 ヘッジ有効性の判定は、 原則としてヘッジ開始時 から有効性判定時点まで の期間において、ヘッジ 対象の相場変動またはキ ャッシュ・フロー変動の 累計とヘッジ手段の相場 変動またはキャッシュ・ フロー変動の累計とを比 較し、両者の変動額等を 基礎にして判断しており ます。ただし、特例処理 によっている金利スワッ プについては、有効性の 評価を省略しておりま す。</p>	<p>① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジ有効性の評価の方 法 同左</p>	<p>① ヘッジ会計の方法 同左</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>③ ヘッジ方針 同左</p> <p>④ ヘッジ有効性の評価の方 法 同左</p>
7	その他中間財務諸表 (財務諸表)作成のた めの基本となる重要 な事項	消費税等の会計処理 税抜方式を採用して おります。	消費税等の会計処理 同左	消費税等の会計処理 同左

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
		<p>(ストック・オプション等に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)および「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第11号 平成18年5月31日)を適用しております。</p> <p>なお、これによる損益への影響は軽微であります。</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の「資本の部」の合計に相当する金額は74,237百万円であります。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p>		<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号 平成17年12月9日)および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日)を適用しております。従来の「資本の部」の合計に相当する金額は74,771百万円であります。</p> <p>なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p>

表示方法の変更

項目	前中間会計期間	当中間会計期間
<p>中間貸借対照表関係</p> <p>(1) 「前払費用」の区分表示</p>	<p>前中間会計期間に区分掲記しておりました「前払費用」(当中間会計期間末は8,729百万円)は、資産の総額の100分の5以下であるため、流動資産の「その他」に含めて表示しております。</p>	
<p>(2) 「投資有価証券」の区分表示</p>	<p>前中間会計期間において投資その他の資産の「その他」に含めて表示しておりました「投資有価証券」(前中間会計期間末は8,545百万円)は資産の総額の100分の5を超えたため、区分掲記していません。</p>	

追加情報

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
<p>当社グループの総合力強化を目的とした機構改革の一環として、当中間会計期間より、日本ユニシス・ソリューション㈱は、販売部門を有しない、開発専門のコストセンターとして機能しております。これに伴い、同社へ委託しているシステム開発等の業務に係る支払料率を見直し、従来個別精算を行っていた委託営業支援に係る費用は、当該料率に含まれ、個別に精算されないこととなりました。この結果、従来の方法に比して、販売費及び一般管理費に計上される営業支援費が1,092百万円減少するとともに、売上原価が851百万円、たな卸資産が36百万円、ソフトウェアが204百万円、営業利益、経常利益、税引前中間純利益が241百万円それぞれ増加しております。</p>	<p>—————</p>	<p>当社グループの総合力強化を目的とした機構改革の一環として、当事業年度より日本ユニシス・ソリューション㈱は販売部門を有しない、開発専門のコストセンターとして機能しております。これに伴い、同社へ委託しているシステム開発等の業務に係る支払料率を見直し、従来個別精算を行っていた委託営業支援に係る費用は、当該料率に含まれ、個別に精算されないこととなりました。この結果、従来の方法に比して、販売費及び一般管理費に計上される営業支援費が2,980百万円減少するとともに、売上原価が2,370百万円、たな卸資産が468百万円、ソフトウェアが120百万円、営業利益、経常利益、税引前当期純利益が588百万円それぞれ増加しております。</p>

注記事項
(中間貸借対照表関係)

項目	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
1 有形固定資産減価償却累計額	68,910百万円	69,432百万円	69,635百万円
2 偶発債務	① 子会社のリース契約に対する債務保証 (株)エイタス 195百万円 ② 従業員の銀行借入金(住宅ローン)に対する債務保証 2,158百万円	① 子会社のリース契約に対する債務保証 (株)エイタス 51百万円 ② 従業員の銀行借入金(住宅ローン)に対する債務保証 1,819百万円	① 子会社のリース契約に対する債務保証 (株)エイタス 124百万円 ② 従業員の銀行借入金(住宅ローン)に対する債務保証 1,965百万円
3 中間期末日満期手形の会計処理	中間会計期間末日の満期手形の会計処理については、当中間会計期間の末日は金融機関の休日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 中間会計期間末日満期手形の金額は以下のとおりであります。 受取手形 100百万円 支払手形 11百万円	中間会計期間末日の満期手形の会計処理については、当中間会計期間の末日は金融機関の休日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 中間会計期間末日満期手形の金額は以下のとおりであります。 受取手形 0百万円 支払手形 28百万円	会計期間末日の満期手形の会計処理については、当会計期間の末日は金融機関の休日でありましたが、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 会計期間末日満期手形の金額は以下のとおりであります。 受取手形 100百万円 支払手形 40百万円
4 特定融資枠契約	運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と特定融資枠契約を締結しております。 特定融資枠契約の総額 15,000百万円 借入実行残 100百万円 高 未使用枠残 15,000百万円 高	運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と特定融資枠契約を締結しております。 特定融資枠契約の総額 15,000百万円 借入実行残 100百万円 高 未使用枠残 15,000百万円 高	運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行5行と特定融資枠契約を締結しております。 特定融資枠契約の総額 15,000百万円 借入実行残 100百万円 高 未使用枠残 15,000百万円 高
5 営業用コンピュータ	営業用コンピュータは、賃貸およびアウトソーシング用コンピュータであります。	同左	同左

(中間損益計算書関係)

項目	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
1 営業外収益	重要なものは次のとおりであります。 受取利息 121百万円 受取配当金 3,735百万円 為替差益 340百万円	重要なものは次のとおりであります。 受取利息 228百万円 受取配当金 3,066百万円 上場有価証券売却益 239百万円	重要なものは次のとおりであります。 受取利息 355百万円 受取配当金 3,780百万円 上場有価証券売却益 320百万円 為替差益 337百万円
2 営業外費用	重要なものは次のとおりであります。 支払利息 251百万円	重要なものは次のとおりであります。 支払利息 440百万円	重要なものは次のとおりであります。 支払利息 625百万円
3 特別損失	重要なものは次のとおりであります。 投資有価証券評価損 114百万円 関係会社株式評価損 144百万円	重要なものは次のとおりであります。 投資有価証券評価損 104百万円 関係会社株式評価損 6,248百万円 関係会社株式消去損 142百万円	重要なものは次のとおりであります。 投資有価証券評価損 183百万円 関係会社株式評価損 792百万円
4 固定資産減価償却実施額 有形固定資産 無形固定資産 合計	 3,628百万円 2,658百万円 6,286百万円	 3,606百万円 2,937百万円 6,544百万円	 7,172百万円 5,443百万円 12,616百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末株 式数(千株)
普通株式 (注1)(注2)	15,418	0	1,535	13,883
合計	15,418	0	1,535	13,883

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,535千株は、ストック・オプションの権利行使に伴う売却による減少305千株、その他売却による減少1,230千株であります。

当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当中間会計期間増加 株式数(千株)	当中間会計期間減少 株式数(千株)	当中間会計期間末株 式数(千株)
普通株式 (注1)(注2)	13,691	0	31	13,660
合計	13,691	0	31	13,660

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少31千株は、ストック・オプションの権利行使に伴う売却による減少であります。

前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式数 (千株)	当事業年度増加株式 数(千株)	当事業年度減少株式 数(千株)	当事業年度末株式数 (千株)
普通株式 (注1)(注2)	15,418	1	1,728	13,691
合計	15,418	1	1,728	13,691

- (注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1,728千株は、ストック・オプションの権利行使に伴う売却による減少498千株、その他売却による減少1,230千株であります。

(リース取引関係)
(借主側)

項目	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度																																																												
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	1 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>中間会計期間末残高相当額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産のその他</td> <td>169</td> <td>64</td> <td>105</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>5,778</td> <td>3,532</td> <td>2,246</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,948</td> <td>3,596</td> <td>2,352</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間会計期間末残高相当額		百万円	百万円	百万円	有形固定資産のその他	169	64	105	ソフトウェア	5,778	3,532	2,246	合計	5,948	3,596	2,352	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>中間会計期間末残高相当額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産のその他</td> <td>181</td> <td>70</td> <td>110</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>5,750</td> <td>4,581</td> <td>1,168</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,932</td> <td>4,652</td> <td>1,279</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間会計期間末残高相当額		百万円	百万円	百万円	有形固定資産のその他	181	70	110	ソフトウェア	5,750	4,581	1,168	合計	5,932	4,652	1,279	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>期末残高相当額</th> </tr> <tr> <th></th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有形固定資産のその他</td> <td>164</td> <td>62</td> <td>101</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>5,750</td> <td>4,044</td> <td>1,706</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,915</td> <td>4,106</td> <td>1,808</td> </tr> </tbody> </table>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額		百万円	百万円	百万円	有形固定資産のその他	164	62	101	ソフトウェア	5,750	4,044	1,706	合計	5,915	4,106	1,808
		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間会計期間末残高相当額																																																											
		百万円	百万円	百万円																																																											
	有形固定資産のその他	169	64	105																																																											
	ソフトウェア	5,778	3,532	2,246																																																											
	合計	5,948	3,596	2,352																																																											
		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間会計期間末残高相当額																																																											
		百万円	百万円	百万円																																																											
	有形固定資産のその他	181	70	110																																																											
ソフトウェア	5,750	4,581	1,168																																																												
合計	5,932	4,652	1,279																																																												
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額																																																												
	百万円	百万円	百万円																																																												
有形固定資産のその他	164	62	101																																																												
ソフトウェア	5,750	4,044	1,706																																																												
合計	5,915	4,106	1,808																																																												
2 未経過リース料中間会計期間末残高相当額	2 未経過リース料中間会計期間末残高相当額	2 未経過リース料中間会計期間末残高相当額																																																													
1年以内 1,133百万円	1年以内 1,162百万円	1年以内 1,145百万円																																																													
1年超 1,310百万円	1年超 180百万円	1年超 743百万円																																																													
合計 2,444百万円	合計 1,342百万円	合計 1,889百万円																																																													
3 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	3 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	3 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額																																																													
支払リース料 594百万円	支払リース料 591百万円	支払リース料 1,187百万円																																																													
減価償却費相当額 556百万円	減価償却費相当額 553百万円	減価償却費相当額 1,111百万円																																																													
支払利息相当額 34百万円	支払利息相当額 19百万円	支払利息相当額 61百万円																																																													
4 減価償却費相当額の算定方法	4 減価償却費相当額の算定方法	4 減価償却費相当額の算定方法																																																													
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	同左	同左																																																													
5 利息相当額の算定方法	5 利息相当額の算定方法	5 利息相当額の算定方法																																																													
利息相当額の各期への配分方法については、利息法によっております。ただし、重要性の低いリース物件については、支払利子込み法により算定しております。	同左	同左																																																													
2 オペレーティング・リース取引	未経過リース料	未経過リース料	未経過リース料																																																												
	1年以内 4,649百万円	1年以内 1,102百万円	1年以内 3,333百万円																																																												
	1年超 1,096百万円	1年超 1百万円	1年超 1百万円																																																												
	合計 5,746百万円	合計 1,102百万円	合計 3,333百万円																																																												

(有価証券関係)

前中間会計期間末および前事業年度末については、子会社株式および関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末(平成19年9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
子会社株式	3,338百万円	3,338百万円	一百万円

(1株当たり情報)

	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
1株当たり純資産額	774円70銭	759円93銭	779円16銭
1株当たり中間(当期)純利益金額又は1株当たり中間純損失金額(△)	30円83銭	△4円21銭	37円75銭
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額	30円61銭	—	37円52銭
		なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり中間純損失であるため記載していません。	

(注) 1. 1株当たり中間(当期)純利益金額又は1株当たり中間純損失金額および潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
1株当たり中間(当期)純利益金額又は1株当たり中間純損失金額(△)			
中間(当期)純利益又は中間純損失(△)	2,930百万円	△404百万円	3,603百万円
普通株主に帰属しない金額	—	—	—
普通株式に係る中間(当期)純利益又は普通株式に係る中間純損失(△)	2,930百万円	△404百万円	3,603百万円
普通株式の期中平均株式数	95,053,013株	95,984,653株	95,456,863株
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額			
中間(当期)純利益調整額	—	—	—
普通株式増加数 (うち新株予約権)	664,391株 (664,391株)	— (—)	578,199株 (578,199株)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	新株予約権 株主総会の特別決議日 平成15年6月26日(新株予約権3,369個)。 平成16年6月25日(新株予約権4,081個)。 平成17年6月23日(新株予約権7,308個)。 平成18年6月22日(新株予約権5,185個)。 なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	新株予約権 株主総会の特別決議日 平成18年6月22日(新株予約権5,209個)。 なお、これらの概要は「第4 提出会社の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(注) 2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前中間会計期間末	当中間会計期間末	前事業年度末
純資産の部の合計額	74,239百万円	73,102百万円	74,843百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	38百万円	147百万円	66百万円
(うち自己株式申込証拠金)	(38百万円)	(2百万円)	(0百万円)
(うち新株予約権)	(一)	(145百万円)	(66百万円)
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	74,200百万円	72,954百万円	74,777百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数	95,780,092株	96,002,567株	95,972,085株

(2) 【その他】

平成19年11月5日開催の取締役会において第64期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

1. 中間配当による配当金の総額 576,015,402円
2. 1株当たりの金額 6円00銭
3. 支払請求の効力発生日および支払開始日 平成19年12月7日

(注) 当社定款第34条の規定に基づき平成19年9月30日現在の株主名簿および実質株主名簿に記載された株主に対して支払いを行います。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 臨時報告書
平成19年 4月 6日
関東財務局長に提出
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(提出会社の代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。
- (2) 臨時報告書
平成19年 6月 1日
関東財務局長に提出
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(提出会社の特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。
- (3) 臨時報告書の
訂正報告書
平成19年 6月 8日
関東財務局長に提出
上記(2)の臨時報告書に係る訂正報告書であります。
- (4) 有価証券報告書 事業年度 自 平成18年4月 1日 平成19年 6月29日
及びその添付書類 (第63期) 至 平成19年3月31日 関東財務局長に提出
- (5) 臨時報告書
平成19年 9月11日
関東財務局長に提出
証券取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号(提出会社の特定子会社の異動)の規定に基づく臨時報告書であります。
- (6) 臨時報告書
平成19年10月 2日
関東財務局長に提出
金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2(新株予約権証券の取得勧誘)の規定に基づく臨時報告書であります。
- (7) 有価証券届出書
(新株予約権証券)
及びその添付書類
平成19年10月 2日
関東財務局長に提出
- (8) 有価証券届出書の
訂正届出書
平成19年10月12日
関東財務局長に提出
上記(7)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。
- (9) 臨時報告書の
訂正報告書
平成19年11月15日
関東財務局長に提出
上記(6)の臨時報告書に係る訂正報告書であります。
- (10) 有価証券届出書の
訂正届出書
平成19年11月15日
関東財務局長に提出
上記(7)の有価証券届出書に係る訂正届出書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

日本ユニシス株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士 小 島 洋 太 郎 印
----------------	-------------------

指定社員 業務執行社員	公認会計士 樋 口 義 行 印
----------------	-----------------

指定社員 業務執行社員	公認会計士 轟 一 成 印
----------------	---------------

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ユニシス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ユニシス株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

日本ユニシス株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小島	洋太郎	印
----------------	-------	----	-----	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	樋口	義行	印
----------------	-------	----	----	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	轟	一成	印
----------------	-------	---	----	---

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ユニシス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本ユニシス株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月21日

日本ユニシス株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	小島	洋太郎	印
----------------	-------	----	-----	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	樋口	義行	印
----------------	-------	----	----	---

指定社員 業務執行社員	公認会計士	轟	一成	印
----------------	-------	---	----	---

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ユニシス株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第63期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本ユニシス株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月25日

日本ユニシス株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員
業務執行社員 公認会計士 小 島 洋 太 郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 樋 口 義 行 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 轟 一 成 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本ユニシス株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第64期事業年度の中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本ユニシス株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成19年4月1日から平成19年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。